

先達

一田村馬太郎ト申者ヲ呼寄先日神之御ツゲニ役人急々カイタイニ成リ不申テハ成不申ト御續有し趣如何ト云

○其儀不覺私儀と革製仕兜杯コシラニ候故スイサン者折々有之右之内ニ亦も御坐候や仰被聞候様之彥申候得と覺ヘテヲルワケナレ共不覺相成彥ニ候得と右馬太郎何卒此所へ御呼相願ト申候得と

○只今存生之者ニ付呼寄可申被申候

◎、目付

右ニ依るに馬太郎何卒急々御内通と出来不申や◎ニ云ハレルト云テヲル様ニ覺申候一萬馬太郎呼寄馬太郎右之通申出候得と實ニ安まゝり不申候やふれのとしと成候や猶能々御考

色々御坐候付只今申候

馬太郎ト云人ハタシカナ人カ爲御聞

〔附〕此中ニ貴兄之御入用無之事もあれど其儘差出申候

〔附〕

長キヲナシ共云々程得々書不分

一牢中ニ被<sup>原</sup>シリヨ被致タカ先日モ御全義御坐候得筋カタ、ン士ノ道難立

程ニ◎云小子が先日御全義之節申出候内ニ私カ申上候義御不審之處乍

恐上ニモ御<sup>心苦カ</sup>シンク御當惑之様見上候右之次第◎云イカニモ合點不行

御自分身ガコイノ爲ニそふの無し何ゾ上カ御意下リ候哉ト◎云私義ハ

御幼年様數ケ年奉付右故カ御も被仰出候◎云何ト被仰出候哉最早年モ

相立シカト覺不申カヨヲノ御場所ニテ重キ御意ヲ覺不申候と甚恐入難

申此義ハ上へ御伺可然ト申出候得と左様之彥申迄ニ不<sup>脱</sup>及御不審掛リ

故御吟味ト◎云幾度申出も右様之御取込私申出難分ク候ト存候得共

外ニ申出様も無御坐ト申御自分事ハ何分<sup>脱</sup>去れても亦々事有故色

々ト僞可申子細筋ガ立不申猶得トシ慮被致候様◎ガ

一馬太郎之事猶又よろし御内通御頼申候

一◎モ馬太郎之事ハ能々云アテタ者自分一人て無し引合候事故心配致候

御内通出來候ハ、御頼申度候

(上田開馬藏文書)

○慶應元年四月十四日カ (瑞山ヨリ、姉奈美子及妻富子へ)

園村新作尙實

今橋權助

山内豐範元治  
元年十月七日  
發送上坂

この間お御とふ、敷一兩日ひよりつゝ候處先くみあ、さぬ御き  
たんよく候と死て度存まひふせ候私事まぶさつむりなをり不申候へ  
とも先く、次第ニコ、ろよく候ま、少もく、御氣遣つゝ見されましく  
れく、そんなし、り、扱きのふも、園村出申候これもなんよも、  
事なぬ、た、色く、むりむたひニうた、ぬ候よし誠よく、けし  
かぬ世の中よて候々、御隠居様の御入もあり誠よ、さ、しき事よて候  
きのふ、下、今橋が、出、お、り候  
太守様も廿七日りに御立と申事よて此間中ハ役所も夜ニ入時もありや  
ま、し、う、て、た、ま、り、不、申、候  
一、お、し、ま、た、御、こ、し、あ、れ、ハ、の、ミ、ガ、き、ふ、と、見、へ、て、ト、ン、ト、お、ふ、ん、よ、ふ、ニ、相、成、

誠よくくつろ花候

先くかくだんの事もなく、申上り、雄平佐藏之内が、出、さ、れ  
ハ、さ、し、出、り、め、て、度、

十四日

よ、り、太

姉上さぬ

おと乙との

一この状前へ御と、け

(武市家文書)

○元治元年四月十四日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

内村元衛瑞山  
ノ甥

夕への文たしりに、候先く、み、あ、く、御、き、々、ん、そ、あ、ふ、し、め、て、度、そ  
ん、し、り、愛、元、今、日、王、子、参、り、候、處、き、の、ふ、ら、又、薬、を、あ、へ、た、と、申、事、先、く、  
か、く、た、ん、の、事、も、な、く、候、ま、少、も、く、氣、遣、有、間、敷、そ、ん、し、候、扱、元、衛、も、ま、ぶ、御  
目、見、も、せ、ぬ、よ、し、い、つ、を、近、く、の、内、あ、る、事、と、そ、ん、し、候、外、も、み、あ、く、小、供、そ

武市瑞山關係文書第二

百九十一

園村新作

前のおちさん  
島村壽之助

く才のよし先くめて度扱々ふハ園村もきんみニ出申候これもおのしや  
くたのよくみよて爰元なともおなじうたのよしなんとおさまり  
を付るぞ誠よくけしゐらぬと存候又く明日も休日おてまづるな事と  
そんし候前のおちさんも其後ハ出もせぬよしなんといふ事ぞがてんゆゑ  
はおのしやく扱少々前へ用事有り佐藏をやり申候又く近々の内下番  
さし遣候めて度りしく

十四日夜

より 太

おと乙との

姉上さぬへもよろしくく

一この文前へたしりに御とけ  
一はたるこむん御こしのよし今年ハもふやめ申候今年ハさんく醫者ガ  
來たりガ來たりするゆへつこふむる候  
一まやりとちくくおり出しこまり入候

(武市家文書)

武市瑞山關係文書第二

百九十二

内村元衛

○慶應元年四月十六日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)  
けさの多たしりにとゝき候先くみかく御き々んのよし愛度存候爰元  
ふじ氣遣無用候扱又前へ少々用事あり半兵衛差出候扱元衛も明日も御目  
見のよし明日も間違あるましく誠よくそや致したれはくつろき先く  
めて度そんし候又々佐藏出候ハ、やり申候あらく

十六日

より 太

おと乙との

一々ふもしづりな事よて候  
一檜垣り一人出ており候へともほんまこしの間ニてりへりまづりな事よ  
て候  
一此の多前へたしりに御とけ  
一ねへさんへよろしく

(武市家文書)

武市瑞山關係文書第二

百九十三



之初テ江戸ニテ御目通りセシ時君臣ノ間ニ隔カアリテハナラズ何事ニテモ存シ付事ヲハ何時ニテモ申シ出ヨトノ御意故ニ愚存ノ腹臆時々言上シタリ之是ヲ以罪セラル、子細ナシ

小◎、小目付

一京都ニテ三條様ヤ或ハ宮様へ様ノ言上ナド、云フ真ニ無キト云此ノ間小◎へ右ノ高貴ノ御方々へ私ガドンナヲ云シゾト相尋候處小◎云是ハ御隠居様ガ御聞キガ有テアル然ニ御隠居様ニモ書キ附テ御イデノ無キト故夫々覺テ御イデハナイ様ノ言上云テ居ルトノ御意ト云々

此之事實ニヒドイデヤナイカ

平井收二郎  
間崎哲馬  
下總國老山  
内下總

一小◎云平井收二間崎哲ナド揚リ屋入ノ時ニ下總殿へ出サテハ獄ヲ破ルナドト云シ有ルケナ云云

依太、瑞山

答テ間崎ノ揚リ屋入ハ依太方其手へ申出テ揚リ屋へ入舟牢ニテ歸リシ之其後平收揚リ屋へ入シ節收ト哲トハ罪ノ輕重ノ言上申シ出タ君上へモ二三度申シ出タト云候處閉口シタおかし

眞足、河野萬  
壽彌、檜垣清  
海部

一別紙眞足之書ノ通り海部方急書參リ居候由之處今日モ一回届ケクレズカテ行カズ  
右迄早々頓首

太郎様

依太郎

竹意様

扱エンユ決心ニテ明日ハ是非別紙之通り申シ出ルト申事ニテ候  
カクカへ都合御座候ハ、今日エンユ出大意御咄し

○慶應元年四月中旬 (瑞山ヨリ北獄同四)

此之付ケハ眞足へ遣シ候書ニ候へとも其儘差出申候

今日ハ隣ト應接イタシ候故大ニ御無沙汰仕候實ニ御賢慮之通り今十三士ヲ解キ且又兒組迄所置スル更ニ不解若ヤ誠ナレハ甚可賀事ノ様ナレド

眞足、河野萬  
壽彌、瑞山  
十三士、助  
島村壽之助、  
小如孫三郎、  
同孫三郎、河



思ウ考ハイカ、ト云フ之

神ノハ先々氣遣ナク候間御安心尙又右之廉々御高慮モ承リ度候拜

依

北 兩 兄

(上田開馬藏文書)

○慶應元年四月中旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

大先ト云ハ野生ノコト思フテ云フコト

此間ならづけノ蟹ノ穴ヨリ堤云々ノ書ニ森山ノコトハ大先ハ知ラヌガヨシト有之此ノ事ハ竹政喜馬ノ金ノ事ト存候然ニ此ノ事ハ以前御通達仕候通リ◎ニ大概合点ノ事故ニ吉扨ト外ニ一人野生ノ名前ヲタバカリ大金ヲ出サセ終ニ竹佐ヨリ金ヲ入道宅へ持參云々ノ由ハ竹政ヨリ直ニ聞キタト答へ有之ニ付ならづけモ右吉扨ト同道ノ事ナレバ急ニ竹佐ニ引合テならづけノ金用ニ付竹佐へ行キシコトハ別ツコトニシテヲクガヨシ野生ノ◎へ答

ならづけ、島本審次郎、森山一件ハ武政佐喜馬一件◎、目付野生、瑞山

ヘシハ右ノ通りニテ吉扨ト外ニ一人名ハ忘レタト云テアルコト故ニ片時モ早ク竹佐へ引合テ道筋ヲ合セテ置キ度急務ナリ  
右之筋急々傳アタリへ御引合御周旋御頼申上候 (上田開馬藏文書)

○慶應元年四月中旬 (瑞山ヨリ島本審次郎へ)

カニ穴論ノ内森山ハ知ラヌガヨシト有ルコト考ヘ見レハ竹佐ノコトカト思フ依テ爲念左ニ記ス先達テ來リ問竹佐ニ金ヲ出サセシコト有ル由云々トノ尋ナリ依テ竹佐ニ聞キシコト有ノ儘眞實ヲ談シタリ其旨ハ後ニ京都ヨリ歸リシ後ニ竹政ヨリ内々咄ニ昨年吉扨ト外ニ一人私方へ來リ依太ト入道ト入用ニ付百金欲出セト云出サテハ及傷ニ及フ勢故ニ先ッ承知シ金ヲコシラへ入道迄持參セシ所入道ハ不審ノ色ニテ受ケ取ラス終ニ間哲ヘ頼ミヲキシ之故ニ依太ト云人ハソソナ人カト不審故ニ上京シ同宿ヲ願イ色々御咄ヲ聞テ眞ニ不審晴レタ扨太ハ甚シキ奴ニテ名前ヲタバカリシナ

リ云々ト竹佐ニ聞キ只驚愕セシナリト

大略右ノ通り眞實ノ一ニ依テ考ヘ見レハモシヤ兄吉庵ト同道ノ一ナレハ誠ニ不都合千萬ナリ急々竹佐ヘ引合届太トハ同道セヌ一ヲ明ニシ竹佐ヘ金用ノ一ハ届太トハサツハリ格別ニスルガヨク候

右ノ一ハ一昨夜入道迄通達セシナリ寂早疾ク御承知ノ一ト存候

野生モ二三度出大概言終リタリ終ニ罪ノ極ル處ナシヨヲ一ツ本間ヲ以藏ガ切リシ一承知ナレト心得ノ違ヨリ不言出其前ノ了簡ハ本間ノ一訴へ出以藏ヲ御クルメニ相成時ハ却テ其ノ一天下へ顯ハル、一故ニ御國辱ト可相成且又人ノ過惡ヲ顯ス一ハ至テ不好一故ニ云イ不出了簡違デアツタト此ノ一事ニ

實ニ◎ノ安方抱腹ニ不堪言多シ書キ盡ス一ヲ得ズ御察シ々々

兄等ハ寂早詰モ何モ有ル間敷相考申候御安心ニ可宜候大幸可賀々々

より 太

なつつけ大人へ

(上田開馬藏文書)

○慶應元年四月十五日 (瑞山ヨリ島村壽之助同壽太郎)

通路之法ヲ破リ候ヘトモ差急一故不得止候

一昨夜之尊書體ニ拜見仕候先以御勇健之旨奉賀候然も今日と神ノ罷出則別紙之通ニ御座候雪彌之處は先達を既に曾も立越元敬初孰も苦心糾問之處全ク氣遣無之と申事ニ候處前紙之事件等も雪彌之口を不言は余に知る人も有之間敷愚慮仕候是亦問落ニ候哉何分がてん之參らぬ事よて御座候右實ニ云て居る事に候ハ、必一雪彌呼出され對決ニ相成可申尤對決之前に雪彌之手を詰られ可申ニ付万一失言之事ニ候ハ、其節何とリ言イ直し候様御取計之程御周旋奉頼候神ノも大分腹居りあけ候間只今甚以大事ニ御座候間其御心得を以不惡様奉頼候  
一昨日之御相談之筋今日云イ直し候處◎八ヶ間敷申候由實身おこいと申

雪彌、村田馬  
曾和儀八  
太郎、右衛門  
元敬、大石彌  
太郎



不<sub>レ</sub>相立ニ付無理ニおみを濁し申候此之上甚大事と存申候故取急右  
之段計早々如此御座候頓首

一別封よろしく

一半紙よても中折ニても薄キ地之よき紙何卒御世話被仰付御越し被遣度

留守へ言てやりても氣ニ入候紙おこし不申

辨當之時ニ御越し被遣候よろしく候

太郎様へ御頼申候

十五日

依 太郎

入 道 様

太 郎 様

一十七日ハ西門出ニ付何角承リ度候

○慶應元年四月十七日（瑞山ヨリ島村壽之助同壽太郎へ）

門谷貫助

福藤、福岡藤、次力、村出馬、雪彌、村出馬、神、園村新、作、濱田其作、入、濱田其作、島村壽之助、シ、方、少、小、口、端、緒、海、部、檜、垣、清、治、直、後、藤、真、輔、直、後、藤、真、七、郎、後、藤、真、藏、七、郎、後、藤、真、町、人、真、邊、榮、三、郎、人、真、邊、榮

西門へ御託シ尊墨儘ニ拜受先以御揃御勇健之旨大賀之至ニ奉存候隨私  
儀同様乍憚御安慮可被仰付候不取敢皇國之形勢聊反正之模様萬幸不過之  
候會之歸國サへ實ナレハ子細有間敷又正ニナリカケルト僞ナリニモ正ヲ  
唱へル者多ク可相成長勢實ニ頼母敷且薩モ亦反正之形實ニ此上モナキ  
ト存候扱福藤之一件氣之毒々々扱雪彌之事一入御世話被成先々安心仕候  
神ノモ其後ハ出入モ無ク日夜固メ居候處大分固マリカケ稍安心之事ニ候  
口ナド之咄口ニテハ是モ勿論確證ハナク只ノ形容ノ由誠ニ暴政之極ト存  
候證之ナキ者ヲ卒爾ニ入才等實ニ甚敷候御祖父<sup>伯カ</sup>さん之事心懸ニ候尤是ハ  
ムク詰スル小口チ有間敷扱ト存候扱海部之書ニ師直之惡事ヲ正シ七兒ニ  
尋子巨細記シ歸ルト此ハ上退之處祈<sup>ノカ</sup>ニ御坐候尤町人ガ矢張其儘居テハ  
ト存候得共奴ハ頗ル不辨之親玉故詰ノ節誰ニテモ十分云イ廻ス事出來申  
候○美濃紙度々御越被遣難有奉存候  
先別事無御座右御報迄可得御意如此御坐候頓首

十七日

依 太郎

入 道 様

太 郎 様

一 乍末筆御持疾御保養專ニ奉存候

一 別封宜奉願候

一 天下之形勢書キ付等次便ニ御越奉願候

一 神ノモ大分固リ別書入御覽申候先々御氣遣ハ有間敷存候

エンユト云ハ神ノ異名ニ

自分ニ付申候

(上田開馬藏文書)

◎、目付

○慶應元年四月中旬カ (園村新作ヨリ瑞山へ)

一 今日モ弥張先日已來之處ヲヲシツヘシツニ◎云々先日明白ニ分ル迄タ  
トイ十年カ、ロヲ共ト申出ラレタトヲシカシ上へ吉田元吉ヲ切シ者清忠

替カイタイ、改

ナンベ、何運

シリヨ、思慮

エンユ、園村

新作自ライフ

蓋シ園色ト云

フナルベシ

ドチミチ、何

ノ道

イコ、威光

之者残る御役人共皆々元吉同様之者ニ付人氣ニ相掛リ急々カイタイト言  
上致御自分へタツ子候得て左様之ヲ不覺ト申君臣之間ニ有間敷ヲナド、  
申御意之六ヶ敷ヲ有リ其余色々有之候得共筆ニツクサレズナンベ云テモ  
同シ之尙シリヨ被致候テ歸ル

一 右故上カコロソヲト致候故エンユハ上の多シドチミチイカン見付ニ  
付明日カエンユヨリ◎ニ御掛リ目度ト申テ

一 昨夜得ト相考候處御爲の一筋ト存言上仕候處却る御不快ニ相成御意も  
云々相覺不申候上ト下トの故善惡とも申不出共明白のワケニイサ、  
カノヲ申出モヲロカノヲ殊ニ

太守様ニ誠ニ數年一通リ不申候御コン命相蒙エンユハ失念仕候得共上  
ニハ御意モ御覺も有之や色々ト申出モ却る上ニハ心痛被遊ハ乍恐難相  
計君臣ノ間コノ上如何様共上の思召マ、ニ被遊度私義ハ御爲と存候得共  
却る不立候得と存寄無御座候タトヒ惡敷ヲ宜キ申テモ上ニハ御

開込無之筈又宜キトハ悪キト申テモ上ニ宜キトハ宜キ御取上有之譯ニ付私ハ一言不申出如何様上の思召次第ニ相シタガイ可申候ト明日モ申出ル積リ之ドチミチカイン<sup>マ</sup>故切テナナシ申之  
一マダ三四日ハマイ<sup>マ</sup>イそもかし

エ  
ン  
ユ

依太郎様

クラミヤ故ハカラン處御申越

(上田開馬藏文書)

○慶應元年四月十七日

(森田金三郎槍垣清治ヨリ島村壽之助三原彦九郎へ)

毎々御懇意難有奉存候暖和之氣候ニ御坐候處先々御安全御趣可賀之至ニ御座候隨而僕等無異消光仕候乍憚左様御休意可被仰付候扱昨日奈良人之詰御坐候荒増如左

大◎真永小◎毛マター一人<sup>陸川</sup>ナリ問武佐ヲ詰シタルニ其方申如ク促シタ

奈良人、島本  
大◎大目付  
真永、眞邊榮  
小◎小目付

毛、毛利恭助  
陸川、徒目付  
川崎、三郎  
武佐、武政佐  
喜馬、吉村虎  
吉馬、間崎哲  
馬、間崎哲  
土、徒目付土  
居、之助  
入、島村壽  
之助

シム、山本喜  
三之進

ルニアラス然ニ吉扇トイ、間哲トイ、大不義ニサトキ人ト共ニス故武罪アルヲ幸イ償金ヲ促シタト見自ラシテ逃レヌ處ナリ答へ成程同意シテ金ヲ取タル處ニ罪アラバ恐入タリシカシ不義ニ用イル金ニアラス土云其用イ様ハ脇々ヲセンギスルナリ土云入道へ受取ヲ書セシトハ如何答其ハ過日申上通り頑父ノ好シナリ其好ノ意ヲ察スルニ入ハ老齡トイ、有餘ノ財家トイ、哲ヲノ散財ト類ニアラス依テ好ミシナリト思ウ間々入道ノ人トナリナド頑父如何シテ知テ居ルゾ答夫ハ子ノ佐ヨリ承知ナルベシ  
先如右ニ御坐候委細ハシムヨリモ申上ヘシ取アヘズ申上候彼の受取之處ハ萬事御承知ニ御坐候哉御心得爲大取急乱筆ニ任申上候尙機再報候頓首百拜

卯月十七日

三木

鳥山入道君

海邊

三原彦九郎君

武市瑞山關係文書第二

二百九

大建君、瑞山

落脱御推讀奉願候將亦別紙大建君へ宜敷奉願候

二百十  
（上田開馬藏文書）

武市瑞山關係文書第二

○慶應元年四月中旬（瑞山ヨリ島村壽之助へ）

大極密

右徳増屋一件辨解ノ時私云ニ夫ハもしや私ノ名ヲタバ<sup>カカ</sup>クリシ<sup>カカ</sup>ニテハナ  
 キヤ既ニ間<sup>マ</sup>哲<sup>マ</sup>ノ弟子ニ竹政佐喜馬ト云者アリ素リ不知者ニテ有之候處  
 私京ニ居ル時右ノ者修行欲ノ願ヲ以來リ私ノ宿ノ内ヘヲイテタレヘト頼  
 ミ來リ夫ヨリ間合候處學者ト云ニ付承知致シ私ノ宿ヘヲキ居候處去年私  
 歸リ候處其後右ノ者モ歸リ其後私ノ宅ヘ咄ニ參リ何角咄ノ節右之者云ニ  
 扱今迄御咄モ不仕候<sup>一</sup>實ニ我耻ヲ申マスガ私ハ先生ヲ大ニ疑テヲリマシ  
 タト云夫ハイカ、ト相尋候處右之者云今正月吉<sup>吉</sup>扁<sup>扁</sup>私方ヘ參リ私ヘ申ニ扱  
 天下ノ勢ハ云々御國ハ依太ト入道ト大ニ志ヲ起シ盡力シ次第ニ御國勢モ  
 震ヒ立候事貴様ハ學文ハナンノ爲ゾ國ノ米ヲ食テ居ナガラカ、ル非常ノ  
 去年、文久三

今正月、文久  
 三年正月、  
 吉村實  
 太郎、  
 瑞山  
 依太、  
 島村壽  
 之助

間崎先生、間  
崎哲馬

時ニ力ヲ盡サズシテ濟カト云ニ付素リ微力ナリニ御國恩ハ報スト云候處  
 然ハ金ヲ百兩出セ是ハ依太入道ノ周旋ニ入用ナリ則上ヘノ忠ナリト云私  
 一イカマト存候處聞キ入レテハ刺<sup>サ</sup>シソヲナ勢故ニ百兩ノ金ニ命ヲステル  
 ハ残念ニ存シ且又申處モ一理有様ニ存シイヅレ追々分カル<sup>一</sup>ト考ヘ右之  
 筋承知仕リ近々持參可致ト申候處吉<sup>吉</sup>扁<sup>扁</sup>云ニ然ハ其金ハ直ニ依太入道ノ方  
 へ持行キテハ不宜ニ付間崎先生へ持參シテ頼メト云テ歸リ夫ヨリ金ヲコ  
 シテ入道ノ方へ持參候處入道眞ニ存シガケナキ面色ニテ云イラヌ金ア  
 レハ窮民ヘヤレト云テ實ニ不都合ノ色ナリ故ニ取り歸リ直ニ間崎へ持參  
 右入道ノ<sup>一</sup>ヲ云候處間崎云ニ夫ハ誠ニ直ニ持參シテハ不都合其筈ノ<sup>一</sup>ニ  
 ワシ狀ヲヤロヲ持テイカンセトテ一通認メモライ又持參候處入道又返狀  
 ヲ認メ金モ受トラズ間崎へ届ケヨト云ニ付又取テ歸リ間崎へ參リ候處間  
 崎云ニ何分初メ直ニ持テイタガワルシ是ハ先ヅワシ預カ<sup>一</sup>ヲヨキ様ニ取  
 リ計テヤラ<sup>一</sup>ト云ニ付間崎へ頼ミ歸リシナリ夫ヨリツク<sup>一</sup>、相考候處都

武市瑞山關係文書第二

二百十一

テガテン行カズ何分間哲吉扁申合セシカイヅレ先生ハ兼テ聞キ及居候  
 事故先生ノ心事ヲ探リタレハ分カルト相考又天下ノ勢モ見度存シ上京仕  
 リ御同宿ヲ願ヒシナリ御同宿仕リテ愈先生ハ正義間哲吉扁ニタバカラレ  
 シヲ明白ニ知リマシタ最早間哲右通ニナリシヲ私モ自分ノ耻先生モ御  
 堪忍被下度ト云シナリ  
 右之咄承リ驚入り入道へ咄シ候處入道云ニイカニモ左様ノ有リシナリ  
 佐喜馬卒爾ニ金ヲ持參セシ故甚不審ニ思ヒ返シ候處又々間哲ガ書狀ヲヨ  
 コシ候處此ノ金ハ爲據子細有ル金ニ付一兩日御預ケ申度ト角懸御目御咄  
 可申ト云狀ナリ尙更カテン行ヌ又々返シタリ其後間哲ニ逢ヘトモ何もい  
 じげ又こちもいふさる事ゆへ聞モセズ誠ニ左様ノ事ヲ有リシカト云テ是  
 亦驚愕互ニ吉扁ナトノ悪行ヲ咄シタリ實ニ不義ノ名ヲタバカラレ其儘ニ  
 聞レズト存候處佐喜馬ガ違テ穩便ニシテクレヘト云又哲馬モ右之通ニナ  
 リ吉扁も京ニ居ルヲ故ニ又之時節アルヘシト云テ其儘ニヲキシナリ

問、問崎  
佐、武政  
吉、武村

村馬太郎

右之通ニ付私ナド虚名有之故ニ暴發人ナド依太カカ様ニ云ナド、云ナド度  
 々有ルト存スル右之筋等ハ入道と佐喜馬と御尋テアレハ直ニ相分ルヲ之  
 是よて大様ノ事相分ルヘシト云タリ

右之事ハ間佐吉三人とも無ク候事ゆへ差問へ無之ト存申候ニ付もし尋  
 有之候節ハ右之通り御答被遣度候もし又都合之有るき處御坐候ハ、急  
 々御申越奉願候

村馬之事返ヌ々々も急々手廻し之事御願申上候

よ り 太

入 道 様

(上田開馬藏文書)

大極内々

○慶應元年四月十七日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)  
 々ふハ又うとく敷先々みあくさぬ御き々んよくそもしぶし愛度そん

武市瑞山關係文書第二

二百十三

し候爰元少々づゝちこころよく候まゝ少々々々氣遣あるましぬ候扱此間  
 ござを又こふておこし候よしこれハ先の頃池ウヰノのふ出る番人ウヰノガ内職ニ打候  
 よしニ付一ツあつゝへお花候處々ふ出來て持てきてくを代ハ壹朱と申事  
 ニ希まぐに代も渡しそやまき候てこゝちよく候夫ゆへもふ内ウヰノのふおこ  
 せにおよひ不申候扱此間ハひとへもの御こし誠ま々々よき著物まで此中  
 てきるわおしくおもひ候さぞやこのよふなきものなとこしらへるにもそ  
 づみもなくきをひのなきととおしそありたゞくいたゞしく明暮ふびん  
 おもうとのまよて候世の盛衰キライ武士のなウヰノいたしウヰノもなき事ニ候此の  
 上万々一よも世の中立なをり又逢事も有り候ハ、いゝ計とおもひ候園村  
 も次第よくなりて日々本なとよみ終ウヰノ日色々のそあしなといふし暮候誠  
 ま々々日の長き事よて一度ハおもてほひるね致し候先々かくだんのとわ  
 なりれとたよりあり候まゝ右ござのと申入度又々近々の内下番さし出候  
 りしく

園村新作

十七日

依 太郎

おと乙との

一 姉上さぬへもよろしぬ  
 一 めしのさいここの物ハいつでも少々入て御お花下さるへく候まると  
 ぶりあまり好ウヰノり候へとももし外のさいのまへた時ニよろしく候り  
 しく

(武市家文書)

○慶應元年四月十九日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

そや又むし送といふニ相成おん心んわやあましく一向たまらん先くみ  
 かくさぬ御きなんよとめて度そんしり私事も次第よこゝろよく相  
 成候まゝ少も御氣遣つゝおされましくくれく存り扱々ふも御  
 隠居様御入彼遊日暮頃御歸座ニ相成候々ふおどふゆふものぞ壹人もきん  
 みものなく窄番なと數人參り居候よしニ付おゝあさたをぞ出るるふと思

御隠居様、容

武市瑞山關係文書第二

二百十五

おり候ところけしあらぬまづつりな事にて御座候扱この間内村へ御出被遊候や十七日よ元衛も御目見いさし候哉承り度そんしりどふり

太守様、豊範

太守様もいよ廿七日の御立と申事ども御やまりに不相成よし誠ニおんどお御大事ト存し御氣遣申事にて候扱前の銅ちとくをる候よしさぞ御祖母様など御氣遣とそんし候されともそやよく相成候よし御安心之事ニそんし候先かくだんの事もなくあらめて度し

十九日夜

よ り た

姉 上 さ ん

おと乙との

一この夕前へ御とつけ

扱々ふむむりニ出申候もふ近々の内まちびなく候明日明後日ハ休日ゆへ其内佐藏ヲ又々さし出し可申候

前、島村家

○慶應元年四月十九日 (瑞山ヨリ妻富子ニ)

々ふもよきひよりて候先々みあさぬ御き々んよくそもじふじめて度そんし候爰元次第こよろよく相成候ま少も氣遣有ましん存候扱々ふも用事ありて前へさし出度序ニ此ひとへもの一枚本貳冊りへし候々ふハ 太守様の御入もありガ病氣をとれ参り々ふハ取りつくろひ出る事ハ出来んりと申來り候もそやむりよ出れハ出る事も出来る々んどもふまこしなをりきるまでとおもひこととり申候扱元衛もきのふハまゆひよく御目見いさし候事とそんし候先ハあら又々廿日の夜佐藏さし出候し

内村元衛、瑞山ノ甥

十九日

よ り た

おと乙との

一この夕前へたしりに御とつけ

(武市家文書)

○慶應元年四月中旬カ (瑞山ヨリ河野萬壽彌繪垣清治ノ兩人ヘカ)

◎、目付  
神ノ、園村新  
依、瑞山  
佐賀先、小南  
五郎右衛門

一◎モ所置ハ皆々同時ニスル積ト察シ申候實ハ神ンヲ以好ノ盛ナルト  
ノ見ハ立間敷曖昧ナル形容ヲ以罪スル日ニハ神ンモ依モ又佐賀先ナトモ  
同様之何分彼ノ三四ヲ以罰スルヲナラヌ故一二ノ處ト見ル者ヲ一ト渡リ  
詰スルヲ歎今迄ノ處ハ以下ノ者計リニテ所謂メテヤシベト云様之依  
テ小野先モ不被計候ヘトモ是ハムリ詰スヘキ手ガ、リ無シ依テ神ンヲ詰  
シ彼ノ言上ノ粗暴トカ或ハ手ガ足ラヌトカ云位イノ一ヘ罰ヲ付可申歟  
出ホヲタイノ考ヘ尙御考ヘ承リ度候

依 太

北 兩 兄

○慶應元年四月廿日 (瑞山ヨリ島本實次郎ヘ)

森山一件書拜見野生大ニ失言後悔至極今更何トモ致シ方ナシ就ルハ一入

哲、間崎哲馬  
郎、吉村康太  
香川郡森山村  
ニ武政佐喜馬  
(後二大進ト  
云ヘル書生ア  
浪元來問崎滄  
前年伊勢人ニテ  
整年ノ塾ニ居  
シテ時チ好學  
論シ時チ痛好  
浪シ時チ學頭  
トナリ居テ太  
曾テ吉村寅太  
シテ其言ヲ約  
ミシカハ滄浪  
モ其言ヲ信セ  
ザルニ至レリ  
然ルニ吉村ガ  
昨年正月正ニ  
將ニ再入京ニ  
セントスルニ  
當リ竊ニ滄浪  
ニ謀ル所アリ  
武政ノ家素ト

御心痛イツレ面會セズシテハ得解キ盡サズ佐ヨリ聞キシ月日ハ忘レタレ  
ド元トハ哲ノ身ノ上ヨリ扁ノ行跡咄シヨリ起リテ此ノ一事ハ先生ヘハ決  
シテ云ハヌ合ナレド大極々密是レ限り萬々一顯ハレタレハ死ナチハナラ  
ヌ一故云々ト云イ出シ私ノ元ト上京セシハ時勢ノミニアラズ先生ノ心中  
モ實ハ見ン爲故ニ同宿ヲ願タ云々ノ次第ト云シナリ其一得書キ盡サズ大  
意此ノ間ノ通り尤此ノ間取リ急キアラ、間違モ有ル歟夫ヨリ入道ヘ尋  
子其ノ時大意ヲ聞キ安心セリ(小生ノ京ヨリ歸リシハ正月五日ニ立無刻ニ  
テ内ニ十日ヲリ又上京セリ素リホノカニ聞シ欲ソレ等ヘハ耳ハ止メザリ  
シナリ其時はヲ口ヲ聞クト佐ヲ殺スコニナリ是等ノ小事ハ又時節アルヘ  
シ先大義ノ一ト心得シナリ兎ニ角面談ニアラズテハ筆ニ得盡サズ然ニ小  
生ノ云イシ一今更取リ反シナラズ只々此ノ上ノ都合而已心配極ルナリ乍  
併此ノ一ハ野生ガ不云トモ、ガ知テ居ルナリ既ニ先達テ、カ云ニ御自分  
ノ佐ヨリ聞キシハ扁ト外ニ一人ト計リ御聞キナレド是ハ數人參リテ居ル



富島本等ト見込  
行シテ本メ同  
違約チ百部ニ  
メ志ノ其違約  
致シテ其違約  
ノ武ノ父順  
作之ヲ諾シ  
喜馬自ラ金佐  
同ノ許ニ持參  
助ハ其情ヲ知  
ラハ謝ルヨリ  
滄浪ニ依シテ  
喜馬出日ニ佐  
其瑞山ニ賞セ  
シ答ヘテハ  
ト等チシテ  
情ヲ探知シ島  
置キシガ事  
ハ端ナク其  
情ヲ探知シ島  
村等チシテ

云々ト云イシナリ此ノ時兄ノ名ハ云ハズイヅレ兄ノ考へ通り此ノ事不審トナルヘシ  
一 小生◎へ云ニ扁太ハ心易キ人ニアラズ以前亡命セヌ前ニ一度尋子來リ  
逢タリ其後京都ニテハ度々來タト答ヘテアル左様御心得置キ被下度候  
一 兄ト小生トハ元ト一通リノ知ル人ニテアリシ處 太守様御上京之前兄  
御内敷ノコニ付 歸リシ後尋子來リ夫ヨリ追々心易クナリ時論等モシタト  
トハレタレハ答ル含ミナリ

但此ノコ御同意ナレハヨシ若又都合アシキ處アレハカク〜答ルト  
急々御申越

一 前文扁迄ノ名ヲ出シ兄等ノ名ヲ不出トハ佐云ニ小生ノ名ヲタバカリ云  
々トノコニ付佐ヨリ兄ナドノ名ヲ聞キタレハ小生ヨリ兄ヘモ不審シテ  
糺明スルカ孰レ默シテハ居ラレヌ譯ナリ兄等ノ名ヲ聞キナガラ小生不  
審モセズ默シテ居タト云テハ又大ニ不審スル譯ナリ眞ニ又小生ノ名  
ヲタバカリ云々ノコハ佐モ扁計リヲ云テ余人ハ大ニ云ハザリシナリ尙

御考慮

一 御考之通り佐ト對決ハ實ニ大變ナリ何分ニモ都合ヨクイノルナリ  
二 小生ハ今秋ノ寂中七兒ノ虚言ニ付實ニ苦心極候◎モ大ニ窮シテアル様  
子ナリ抱腹ニ堪ヘサルコト云御察々々頓首

廿日認  
なつつけ大人

よ り 太  
(上田開馬藏文書)

○慶應元年四月廿二日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

きのふのふたしゝにといき候扱々ふハ又むせくろしき天氣よて候先〜  
みあ〜御き々んよくそもしふしめて度存候爰元先〜かくだんの事も  
なく候ま〜少も〜氣遣あるましくくれ〜そんな候扱々ふハ御法事よ  
てやまみのまびよて候處又〜役所あり先刻〜參り病氣をどんな事ぞと  
たつねニ參り候くましくまなし候おとつハ何分むりよて夫方又〜い

置キシガ事  
ハ端ナク其  
情ヲ探知シ島  
村等チシテ

たみまし候まゝ先々出る事ハ出きんと申候處其御模様よてお當時御出張ハ出来まほまといふてりへり申候右ニ付まほ此間之處を手をつめる事り又ハまぐに御作配まつもりよての事り更あり不申候へとも先々病氣のなおるまでハかくだんのことハあるましくそんし候もしやつはふぐらぬの事なれハ又々ハなにとぞいうてくるろふとおもひ候々ハかくだんの事ハなれと前へ少々用事あり其上右之通り病氣のなをらん内よ先々かくだんの内脱カ事ハなきとそんし候まゝあつ々申入候又々近々下番さし出候あつ々先て度りしく

廿二日

より 太

おと乙との

川野、河野萬壽彌敏録

きのふそなしを聞ハ潮江の宮地上野といふ太夫が依太の名前とも書キ付て朝晩ニ祈願いさし居候由なり必々神の御めぐみのある事とそんし候川野の母り天神宮へ参りニ行宮地より咄ヲ聞き見て参り候よし

一ねへさんへもよろ ○原書以下断缺

(武市家文書)

○慶應元年四月廿三日 (瑞山ヨリ妻富子へ)

きのふの多たしりにとゞき候先々今夜ハまつかりふりちとゞころよく候みあつ々さぬ御き々んよくそもしふじ先て度そんし候爰元何分此間出候事ちとゞむりと見へて夕へよりちとゞねつ出けさハ貳度下り王子も見てくせ候處何ぞふめくりと申事よて候晩方ニなりねつもさ先又下りもとまり候ニ付少もゞ氣遣有間敷くれゞそんし候扱々ふも川野出候處又ゞむりむぐたぬに上々御見付を被仰付と云候よし川野あもとより御受もせげ笑ひ候よしつまり又明日り明後日の内よひ出はりと申候よし誠まゞこれまで色々つみをたつねせんきした々と一ツもこれといふ事なくつみガなきといふて三年も牢へ入ておゐてたゞゆるさをもせげ上もおろしもなほ夫ゆへたゞむりニ御見付などゞゆふげよもゞ

川野、河野萬壽彌

森田金三郎維  
種みんじ、島本  
審次郎、島本  
弘光明之助  
吉永良吉

けしゝるゝぬ事とそんし候御上かむしつ云のけをして罪を付るわおもふ  
てもゝゝあまり事とそんし候爰元初むりニ御見付被仰付となんほ云ても  
御受ハ出来不申たとへ骨分粉ニなりても身覺のなき事ハ御受ハ出来不  
申それでもむりニ御受をせるでもつみせる事なれハもふなんともいたし  
りゝのなき事よて候扱又々ふハ下ゝ森田と玄ん次ト又弘光と下地の良  
吉と出ており候明日も又下ゝあらたれり出るろふとそんし候先ハゝ  
ゝ近ゝの内下番さし出候めて度りしく

廿三日の夜

より 太

おと乙との

授佐藏ナトハ誠ニゝゝ玄んせつニしてくを候まゝなんぞおりゝ御やり  
被成度候  
姉上さぬへよろしく

(武市家文書)

安岡覺之助

おぢさん、島  
村壽之助

園村新作

○慶應元年四月廿三日 (瑞山ヨリ妻富子へ)  
けさのぬたしりにとゝき候先ゝゝみかゝゝさぬ御き々んそもじふじのよ  
し安心いさし候扱ほしよけの守り御こしそのとふりなで申候は付りへし  
候扱又きのふハ安岡も出るといふ事で有たげなきのふもゝゝ出てお  
り候よし聞候へともだれも氣がつらば候おぢさんも其後ハ出もなきをげ  
な先ゝゝ安心よて候扱内よものみだたくさんよてねらをんけあのふねら  
をん色ゝゝやちもなき事なとおもふて尙ゝゝねらをんけたまらん此間内ハ  
一ト口もね入らん夜がさゝゝよて候夕へも少もゝゝねほこまり入候扱  
その村ハきのふも出又々ふも出候玄ト下横目のといあせよて候何も  
かくだんの事ハなく候先別ニモあしもなくゝ申入るゝゝ又々廿  
五日廿八日九三十日朔日と四日休がつゝき候ゆへ其内よ下番さし出候め  
て度りしく

廿三日

より 太

おと乙との

姉上さほへもよろしく〜前よもどこよもみあ〜さほ御き々んとぞ  
んじ候りしく

今橋權助

一きよふハ下ゐら今橋り出ており候拷問もなくまづりな事ニ候

(武市家文書)

○慶應元年五月朔日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

又々せつく頃よわ下番やり申候

この間を御とふ〜敷みあ〜さぬ御き々んよく先々めて度ぞんし〜  
私事次第よこ〜ちよく相成候ま〜少も々々御氣遣被遣ましくくれ〜存  
り〜扱この間内を毎日々々た〜まづり奈事よて不相更本など見てく  
し申候その村もふしよて色々そなし奈といたし候扱此間をそやおひ著候  
よしよてそあし聞候處尾張の國り大みづれのよし又長州へ同意の國も九

園村新作

さいく、方  
言葉ハ意

州邊よもるぼ〜あると申事のよしこれおまゐるふんおもしろきそあしと  
ぞんし〜と〜く天下の事がちと〜ゆりなをらんとどふもならぬ事  
とぞんし候扱今年ハとふゆふものぞのみがおるぞ〜一ツこふたまりま  
せん又ふしぎな事ハなんぼ見ても目お見へ不申こまり入申候又かもた  
とおり出し夕へるふかやもつり申候夏むきハどふもたまりませんよ又こ  
の間ハ誠よみよふな物がくいつき番人よ見せ候處たふと申事いぬなどよ  
おるものと申事ねぞみハ申ニおよまほありがおりたふがおりか〜おりの  
みがおりそれお又上ゐるむゐでのよふなむしがさ〜おち誠お々々ま  
まり入り〜扱この間を名酒をのまちと〜丈夫ニなつたよふニ思ひ  
り〜酒がくまより聞よふニおもひ候そやまふせつくがきましたそや  
きものよて候先ハかくだんの御そなしもなくあ〜申上り〜めて度  
りしく

五月一日

より太

姉上さぬ

おと乙との

(武市家文書)

○慶應元年五月朔日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

けさのみたしりにとゞき候先くゞ々ふもうとくゞ敷候へともみあくゞ御  
きたんよくそあさぶしのみよし先て度そんし候爰元先くゞ替る事もなく今  
朝も又少しくだり候へどもまさとまつておるよふニ候何もかくだんの事  
なく候まゝ氣遣あるましくくれくゞそんし候もふそや外ニなよもいふ事  
もなく明日あさつての内よ又むりむきたんニ罪をつけるろふとそんし  
候たとへむりニつみせくてもむるおん人ニ笑むれん位よわいたし候ま  
ゝ少もくゞ氣遣あるましく存候只くゞ心ニ残るを

太守様の御事よて誠くゞ御年もいあんニ見るもの役人が御國を亂し  
候事たへるまき事ニ候今夜も少々前へ用事あり候まゝ吉吾さし出候今朝

下番吉吾

も吉吾参り候よし吉吾ニ承り申候この者ハ誠くゞくゞまんせつニ付用事  
あれハむざくゞいてくれへといふたれハいつよてもきてくれ申候先ハ福  
ぶくゞりしく

朔日晚

より 太

おと乙との

前、島村壽之  
助留守宅

- 一 姉上さぬへよろしく
- 一 この多前へ御とゞけ
- 一 かねてのとふりみあくゞ爰元のとふ相成てもみれんな事のなきせむり  
のよし大ニ安心の事ニ候
- 一 いづれ御國をみされ大事ニ相成可申おもひ候

口上

この人ハ十市の西山といふて上番よて候誠ニ正義之人よて候今朝雄之丞  
ニもどし候本と一所ニ竹葉紙へそく書てあるものを御渡し被成度ま

下番雄之丞

武市瑞山關係文書第二

二百二十九

用事迄申進候

竹葉紙へりいてあるものを  
奉勅始末と云ものよて候

この人々正義の人ゆへ其りき付をやり申候りしく

るすへ

用事

治徳

(武市家文書)

○慶應元年五月二日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

々ふもうとく敷そんしりく扱今朝の御みたしりにといき候先くみ  
かくさぬ御きたんよろしくめて度そんしりく私事今日も又二度下り  
候へともほんの少しよてさしてのこともなくたむりよ出よくといふ

園村新作  
山本喜三之進  
島本善次郎

てくるゆへよさつそりなをるまでハよやどぎよふさんよ云ておるつもり  
よて候まよ少もく御氣遣つるにされましくれくそんしりく扱今  
日おその村も出又くむりむたかな事よて候又山本も出これも同じ事よ  
て候又下のふもえん次壹人出申候先くかくだんの事もなく誠よこの間  
のいきをハハそやもころさるよりとそんし候ところぞんがかな事よて候  
いのさは近くの内よ何とぞむりな事があるろふとそんし候先ほどハ  
大急よてくむしくるまえまよめ不申候先ハあふく申上りくめて度  
りしく

二日

より太

姉上さぬ

おと乙とのへ

竹馬など日く雨などふり辨當がたまるまんとそんし候小供みかしくそ  
く才よて不相更せへそ出し候よしめて度存候

(武市家文書)

武市瑞山關係文書第二

二百三十一

○慶應元年五月五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この間を御文被遣御細々御申聞被遣難有ぞんし、先くみあさ  
は御きりんよくめて度ぞんし、私事次第ニころよく相成候ま、少  
も御氣遣つあせされましくれ、存、授おとつかりそやおひ  
著又、將軍長州御征伐のよしちら、承り候右ニ付、太守様も十五  
日頃を御發駕とり申事た、いあざと存じ、この頃を長州之勢も  
よほどつより又外も長州へかせぬの國もあると申事承り先く、安心之  
事と存、とふしてもま一度みづれて京都の事がかえらんとどふもな  
らぬ事とぞんし、扱又此間を御も引候よし先く、さ、引て  
くつろぎ申候おとつ、森田岡本とあやふと三人出ており申候きのふハ  
弘光なども出候よしいる取る事りと存、これらハ何もかくだんの事  
ハあるまいとぞんじ、扱どけ物り出たり色、の事がこさりまはそ  
ふな世の中がみだれ候時をいろ、の事の有るものとぞんじ、扱又

太守様、豊範

◎、目付  
森田金三郎  
岡本次郎  
あはハ、岡田  
弘光明之助

もみ、按摩ノ  
コト、横目

もみの事御申越し誠もふでもろふたをハよろふとハぞんじ候へども  
もむうちを、がつめておるゆへよろしあらば先く、さしての事もなく候  
ま、こらへ申候先く、かくだんの御もなしもなくあら、申上り、めて  
度、

せつく

より太

姉上さほ

おと乙との

内村元衛、瑞  
山ノ甥

前、島村善之  
助方

扱々ふハ元衛もまゆひよく御目見へいさし候とぞんじ候とこもみあ  
く、そく才とぞんし、  
一この文前へたしりに御と、け  
(武市家文書)

○慶應元年五月六日 (瑞山ヨリ妻富子へ)  
々ふも又うと、敷候先く、みあ、御きりんそあふふじめて度ぞんし

武市瑞山關係文書第二

二百三十三

おぢさん、島  
村齋之助

小南五郎右衛  
門

〴〵爰元々ふハひも下り不申ねつもちと〴〵さめ大分こゝちよく候  
まゝ少も〴〵氣遣あるましくそんし候扱々ふハおぢさんも出よほとなご  
きせんきのよし又〴〵むりむくたはな事とそんし候外はわたせも出はな  
づりな事にて候今夜ハ又御士まむらひは御さこゝりあると申事にて送りなど五六  
人参り居候よししたれやら玄を不申もしや小南ともでななきゝと色〴〵氣  
遣候この頃のもよふよふとどふもそや明日あさつてよもむりよ御さこゝ  
よなるやら玄をぬ事とそんし候いゝなる御さこゝりなりても大分心よく  
候まゝ少も〴〵〴〵氣遣あるましくそんし候先〴〵何もかくたんの事な  
くゝら〴〵めて度し〴〵

六日晚

明朝は吉吾へ、<sup>壽脱カ</sup>太郎を頼くれ候様ニ申やり候まゝ又〴〵其節つこふ次第よ  
てみ御越し

よ  
り  
た

おと乙との

(武市家文書)

○慶應元年五月十一日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この間を御とふ〴〵敷先々みあ〴〵さぬ御き々んよく候と先て度ぞんし  
〴〵次ニ私事も次第ニこゝろよく相成申候今ふお〴〵ハ少々いたみ  
候へともたゝの處がよく相成大分ごたゝもつよりこゝちもよく相成この  
もよふなれハ近々の内にも〴〵へ出る事も出来候とぞんし居申候まゝ少も  
々々御氣遣つゝるにされましくれ〴〵ぞんし〴〵扱 大守様も廿五  
日ニお御立のよし誠々々々此度ハ御大事の御事といひ計り御心痛遊させ  
らむ候御事と陰カガなるゝ氣遣ひ奉り候おとつゝ實馬のそおし承り候へハ御  
城内のいてふの大木風も吹は又虫も入ておらぬニおを候よし其音御耳ニ  
入夫より宮地伊勢守を御めし有てまゝおろし奈とありよると申事誠々々  
々近頃をいろ〴〵の事あり何ぞの前表つんひらりとおそろしくおもひ尙更此度の

◎、目付

武市瑞山關係文書第二

二百三十五



園、岡村新作

河野萬壽彌敏  
山本喜三之進

以藏、岡田以藏

御登り奉氣遣事にて候扱又園もふじよて日々本などよみたり又小よりよて烟草入などしたりして色々を奈しなと仕り又河野も山本も同様よて候其内山本のきのおとつくと二度出申候誠におおしき御せんぎよておさまり付不申候げよもくおあしき恐れ入た世の中よて候扱又きのふハ又(以藏)七ッ出ており候一寸出たをありよてぢきよりへり候その外たをも出げまづり奈事よて候

一河野のふさぬく梅やら菓子やらもらら候に付ちと又何ぞやらんとにるく候まよびハらなんぞちとたくさんニ御越し被遣度候

一きのふ申やり候もんバこし巻御こしその村が白キもんバよてまておるのミガを入るとるゝ出んと申事よて候今年ハとふゆふものぞのミガたんとおりこまり入候色々々の事申やり御めんどもとハ存候へとも白キもんハよてこしらへて御こし扱先々かくだんの事も奈くあふく申上り又々近々の内さし出候も

五月十一日の朝

より太

姉上さぬ

(武市家文書)

おと乙との

○慶應元年五月廿一日カ (瑞山ヨリ姉奈美子へ)

きのふの御文た

原書断缺

し々ふもよき天氣よてみか

さぬ御き々んよくめて度そんしり私事さして見るうもなく少しだをさ位よて候まよ少も々々御氣遣つるにされましくくれ存り扱きのふハ晩方りへり候ゆへく且しく申上たれく大急ニあさし出候事よて候扱もふ四五日の内ニ御さるゝ事間違なく候きのふハ吟味場へまきぶとんなどしきそろく出よと申事故まぶんよもとふぞく出たくおもひむりニ出申候扱御せんぎのこれまで色々云いよつた事ハやめて京都よて三條様方へ出或ハ長州など同意よて色々むほんのよふな事をした

河野萬壽彌敬

又とふをして御上をなれがしろにしたりと申事にて候色々其口けをと  
 き候へともむりニそれニ違ひなれと云てコチある云事いろくに聞るはむ  
 りむぐたれは罪をなまくり付ケつまりもふなんば云てもいあん御上右  
 之通りの御見付にて罰を付るト申付を候右ニ付殿様よりむりニ被仰  
 付事なれいなんと云ふ元より殿様へさし上てある身なれいとふしよ  
 ふがこふしよふがえみちのなき事にて候  
 謀反人といへも打首カ切腹カと存候されども御上をむりニせる事ゆへな  
 んともくぐてんゆるは或の永牢り又の追放り中々えれ不申もふく天  
 次第にて候此の上神の御助のある事なれい又々御咄をせる事もあふと  
 そんし候げもむりなものにて候これまで色々様々とむりニきんみをし  
 よつたれんと一ツもつみぐなきゆへもふ仕よふがなきゆへむりむぐたれ  
 御見付と云事と見へ申候  
 一きのふの河野も出色々ツマランせんきありしよし又々廿三日ニ出るも

内村元衛、瑞  
山ノ甥

びよてりへり候よし廿三日ニと段々下るふも出るろふとおもひ候  
 みあく一時ニ御さるものある事とそんし候  
 ア、けしるふぬ世の中にて候  
 御發駕迄ニ御さるもの有る事の間違ひなく候どふぞくツイホウ位なれ  
 い誠よ々々々々よきこととそんし候先の右のあふまし申上度ゆくりしく

廿一日

より 太

姉上さぬへ

此間と内村へ御出よし元衛も首尾よく御目見いさし候よし誠よ々々くつ  
 ろぎ申候又次第ニふとりたしりに相成候よし誠よ々々発てたしく  
 一前の銅三もそやなをり候よしくつろき候  
 一廿四日廿五日六日之内ニ御さるものと存候  
 太守様いよく廿七日と申事にて候  
 一又々其内ニ下番さし出候りしく

武市瑞山關係文書第二

一この文前へ御とゞけ

(武市家文書)

○慶應元年五月廿二日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

此間ちうとゞ敷扱又ゞ鬱々敷候へともみあゞさは御きらんよくめて度ぞんじりゞ私事少しッ、こゝろよく相成候まゝ少もゞ御氣遣つあせされましぬくれゞぞんじりゞ此間内御とふゞ敷候ゆへたゞゞいゝ御暮し被成候やと日夜ぞんじりゞ扱近頃の下あらもたまも出ほ又此之處よりも誰もいてほけしゝらぬまづりな事て候尤園村を此四五日前も出今日も又出申候これもほんのまぢくた誠まゞけしゝらぬ(御目附事)よて候どふなりゆく世の中やらゑあり不申候扱きのふるら天満宮様のむゝ上のよしけしゝらぬにきやゑな事のよし咄承り候扱今年のとふゆふものぞのみがおりて夜も一こふねられ不申そや又かもおり出しこまり入りゞたゞゞ毎日ゞ園村と色ゞのそあしいゞし暮しりゞ私事いたみ

園村新作

せつととふのき候へともまだこりがとけ不申王子もおとつみの参り申候少しハよき様なと申事候このもよふなれハ次第よく相成とたのしみあり候くれゞ御氣遣つゞされましく存りゞ先ゞかくだんの御咄もなし先ハるゞ申上りゞ明晩ハ佐藏出候まゝさし出候るゞりしく

廿二日之晩方

よ り 太

姉 上 さ は

おと乙との

- 一このみ前へ御とゞけ
- 一近頃ハ歌も詩も出来不申たゞゞうつらゞ暮し候
- 一田内初外ゞもみあゞ御ふじと存候
- 一今夜佐藏をやり候今朝かく廿三日

(武市家文書)

○慶應元年五月廿四日 (瑞山ヨリ妻富子へ)

園村新作尙實

檜垣清治直枝

々ふハよき日よりニ相成候みか〜御き々ん宛て度ぞんじ候爰元次第ニ  
こゝろよく少も〜氣遣あるましく存候扱々ふハその村も二度出又々こ  
れも御見付ニ云候よしもとよりうけせりへり候誠よ〜けしゐらぬ事よ  
て候 [ ] 出けしゐらぬ〜長〜檜垣も出ており申候先ハゐら〜し

廿四日

より 太

おと乙との

一この文前へとつけ

(武市家文書)

一ひとへもの壹枚 やぶれよてもよし

今年ハどふゆふものぞのみがおるぞ〜たまらん夫故夜るハ二度ほど  
きものをきゐへんとねられんきにどんなぐにてもよく候ま〜御こし  
のみをとろふとおもふてもあんどりそとニあるゆへ見へんきにとふも

ならんかもちく〜おり出しもふ一兩日の内よりつらんといくまんと  
おもひ候

一きのふ弁當之時に百草之様な本澤田氏とあるといふたんねて見る々ん  
ど見へばもしやまぢらふてちおりハままゐると存候

一玄たをび

まことにごたぬがよこれとおると見てよごれてとふもならんきに五日  
頃御こし

○慶應元年五月廿五日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

一兩日ハ御とふ〜敷又〜うと〜敷候處みか〜さぬ御き々んよく  
めて度存〜私事もついで少しツ、こゝろよく候ま〜少も〜御氣  
遣被遣ましぬくを〜そんなし〜々ふハけしゐらぬまづゐる事よて少  
し前へ用事有之ニ付佐藏さし出候扱きのふハ森田も出ており申候されと

森田金三郎維

河野萬壽彌敏  
山本喜三之進

も拷問もなく玄つちな事よて候その村も其後ハ出もせび毎日く本なと見暮し居申候河野も山本もみかくそく才よてたぐく本を見るもありよて候先くかくたんの事もなし又く三四日の内ニ下番さし出しりめて度りしく

廿五日

より太

姉上さぬ

おと乙との

前、島村家

一このみ前へたしりに御とゞけ

(武市家文書)

○慶應元年五月廿六日 (今橋權助ヨリ瑞山へ)

未明濃漏之著述不分明之極也

昨日に御近邊へ罷出御様子承り候處先ハ御勇猛之御趣奉賀候然ニ御宅中奉伺候處頗ル暗にして拜スル不能是而已遺憾ニ奉存候隨私義モ御承知

御宅中、瑞山  
居ル獄ヲ云フ

之通隨分堅固罷在候扱又御序御坐候ハ御北隣諸兄へ宜く奉願候暗幽曖昧タルコニ御坐候得共カスカニ得面且手取てあふん云々の吟聲承り嬉しくく面部之不見遺憾之落涙仕候是亦よろしく將亦古戰場新戦トモアララ申上候

一念三日乎

提カ

兩出ツ奈良別紙之通り隈始ニ限ノコ少ク有追テ海邊井手

君ノコニ及フ本意ハ海邊連及ト見ヘル◎云井手身ニカク砌如何ト云シ

ゾ答ニ只海阿へ付面目ナシアラヌコ迄◎ノ意ニ從ウタリ云々◎夫ハ海

ノ求ニ寄テ斯ク云ナルベシ答決テ左様デナシトテ都合カクシ趣ナリ

一念四日七兒僕同斷其日神先生ノ長ナルヲ以吾軍流ヲカヘル兒ハ長ナリ

子細ハ隈連及北猛ノ山兄連及ナリ然ニ兒云大才ヲ恐怖ロヲバインテ道

ヲ偽言シタト云々◎モ隨分ハル勢ナリ山兄ノコハ昔七吐露スルニ如何

ニモ參々様ニモ心得參ラヌ様ニモ心得曖昧タリ云々今◎云何ノ故ヲ以

テ左様ニヲボロニ覺へ居哉迎叟々ナル由先思慮セヨトカヘル也然ニ是

奈良、島本審  
次郎、森田金三  
隈部、檜垣清  
海部、檜垣清  
治部、田内衛  
井出、田内衛  
吉出、田内衛  
阿、檜垣清治  
◎、目付  
七兒、岡田以  
藏、園村新作  
神、山本喜  
三之進  
山、坂本瀨平  
道、坂本瀨平  
同道ノ意カ

又無子細思ナリ隈同様大才ヲ恐レ何ノヲ不慮答ヘタリ後テ思慮スレハ何モ子細ナシ後悔恐入ト云ヘハヨカルベシ兒モ此頃<sup>不明</sup>是等ノヲハ隨分出來也御安心々々々是巧事ニアラス正ナリ天ニ通スヘシ

一念五ハ阿海阿出始メ二人ノ坐へ出ツ連坐二人源氏ソヲロク二人也詰ハ少シ海阿ノ違ウ處ヲシラベタ勢頗寛也終ニ正義貫徹ノ勢二人湧懼シテ歸處豈料ンヤ如左

あへ、阿部川

一二度◎へ出ツ始あへ氏追テ吾輩也◎不審ノ角ハ

一京師ニテ同行不爲者道ニテ同行スレバ同志ノ責不免又其責無ク疑ナリ

一急飛ノ使トシテ私ノ風邪位ニ足留メシ一屈書ム宿云々ノ一井手君ノ右ケ條頗賑々タリ

◎云井手身居リノ期限へ言ニ海阿へ向テ面目ナシ云々然ニ◎ノ察スル處無言ヲ僞言ニテハアルマジク何迄モ不吐ト私盟シテ居ヲ井手破リシ故其面目ナト云シ脱カナルベシ是又確證ナラン云々終夫々辨解スレ共馬ノ

略、持ノ字ノ

耳ニ風ナリ不受シテ云只長々引ハリテモ御威光ウスキナリ又オモ不受外ニ仕方ナシタトへ不受トモ近々其見附ニテ所置スルテ寄テ其分ニ心得ヨイカソヲ心得ヨト云答足ガセ手ガセラ入レ置テ不受トモ暴ニ所置スルトイヘハ禁固ノ身ナントカセン仕様ナシサレトモ心中得<sup>不</sup>恨<sup>不</sup>歸ル實ニ大暴大姦甚シ少モ意ヲ不通ル故否<sup>不</sup>促シタル處源惣<sup>不</sup>ワキヤ出テ對坐シテ辨論許多實ニ源云實ニ吾輩ハ御心中察入ル也御尤ニ存ル也否ヤ此事達スベシ然ニ吾輩尤ニ聞タリ逆大◎入ズンバ仕方ナシ尙又隈ノ一モ曖昧タリ隈君同坐シテ談スレバ可分明ト云實ニ吾輩正心ノ心ニ徹スル顯面タリ近々其一ニテ隈出ツ有ベシ

互評ス始海阿連坐シテ少細ノ違ヲ合ス然ニ後◎ニ出頗ル暴ナリ終始不合暴ヲ以テスル時ハ少細ノ戰場談ハ不入一之是ヲ以察スルトキハ◎モヤハリ姑息ニ不有哉異不在<sup>不</sup>虛喝<sup>不</sup>哉難計尙御教諭且正心ノ達スル各論無御坐哉然ニ此頃名論ヲ不取也名策アラマホシク存也之示諭ヲ

願而已也

船便、獄卒ノ  
便ヲ云フ  
エシユ、園村  
新作

先右計風聞仕候間御耳ニ入申候又々船便次第申上べく且又過日之エシユ先生如何ニ御坐候哉嘸々御苦心之程奉察候隨分々々御氣遣御世話可被成此方ニおいても兒ハ確乎タルべく様可仕如此ニ御坐候何迎モ黄昏或ハ未明ノ著述不分明脱落御推讀多罪々々頓首百拜

五念六

亘之介

大依先生君

(上田開馬藏文書)

○慶應元年五月廿七日カ (瑞山ヨリ妻富子)

この間の御文拜し私事も誠ふくうせしく安心ふて御坐候武士も武士ふて男も女も一生を終れハこれほとよき事ハなくめて度くく

廿七日夜

きのふおとつ山本出申候これも以藏のうそのかあ誠よく氣のとく

山本喜三之進  
岡田以藏宜振

くくまふくたれが窄へ入るやらえれん誠よくく此間やり候吉  
吾と云下番ハ河野山本の方の下番よて誠ふくよきものにて氣遣なし

(武市家文書)

○慶應元年五月下旬頃カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

きのふハ御文被遣有りあまくそんしり先とみかくさほ御き々ん  
よくめて度そんし上り私事も大分こころよく候へともまふふだ  
んのとふりならぬゆへまぶ得々出不申候もふく拷問をひよつとせら  
るゝやらえれぬゆへえのとをるまでハ出ぬつもりふて御坐候夫ゆへ  
りくだんの御さなしもなく々ふハ春同も見てくれ先く同前と申事ふ  
て候もこしもくも御氣遣ハ御無用ニ候又く一兩日の中下番やり  
り先あらくりしく

より太

姉上さほ

おと乙との

一この本前へ御とゞけ

(武市家文書)

○慶應元年五月廿九日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)  
 けさの夕たしりにとゞき候先くみかさほ御きりんよくそあふじ  
 のよし先て度ぞんじ候扱々ふの間違もなく御さそゐのある事とおもひさ  
 ためおり候處七ツ前頃も役所引ケ申候又下ゐらも此處ゐらもたれも不出  
 たいのぬま人もり出ており候誠まふしぎといふてもいつこふがて  
 んゆるびきのふのいきおひハまくに夜せん御さそゐもあるかと思候々ふ  
 ハ誠まふしぎなる事よて候このむきなれハ明日ハ休日やらまをんと  
 ぞんじ候色く考て見るにきのふも御受をせすりへり候ゆへり又病氣  
 よて候ゆへり此二ッあひと存候又ハみなく一所ニ入た人を同時も御さそ

西之衛吉、田  
内衛吉瑞山ノ  
弟

原書符箋  
五月廿九日  
三十八日  
トアリ

此の事りともぞんじ候今朝も王子も来り見候處又々ねつがある申事い  
 たみも大いふみておなぐれともさいいたみ候ゆへ王子もこの事を御  
 陸目附へ云ておきまはと申てりへり候病氣ハさしての事ハなく候ま少  
 もく氣遣あるましく存候明日とたとへ役所があつても御さそいハある  
 まいと存候もふ二日三日頃のことりとそんし候誠ま打首ニせらせておた  
 まらんと夫のミ氣遣候どふぞ切腹り永牢りなれハよきがといのり候○扱  
 先の頃内云てやろふと存候内はこれおり候爰元が殺されたをハ西之衛吉  
 がとふりに神ニ祭り何事も衛吉がとふりになされ度とその村ももし御前  
 がころされておしが生ておれハどふしても直ニ神ニなをまと云ており候  
 一岩村之山本繁之助の弟子安藏と云人誠まくまをんせつな人よて先の頃  
 なくんてき様へ月参りいたしくれ居申候きのふ出ており今朝一寸とこや  
 らへいたと思ふた處が神様へ参りニいてくれて御ふまともいたゞいてく  
 を候



一勸助といふ中番去年より出是ハ誠よ〜よき男よて色〜の使をして  
くれ申候々ふ出ておるもしや爰元ガころされたをハ直ニ神ニまるとい  
居申候扱先〜かくだんの事もなく又〜明日休日なれハ晩方佐藏をや  
る事も有之候めて度りしく

廿九日

より太

おと乙との

姉上さんへよろしく

おちさん、島  
村壽之助

おちさはの處もとふぞ〜よき下番ガあれハよきぶとぞんし候御祖母さ  
はぶささそや〜御ななきと存候されとも國の爲君の爲ニ命をまてる事  
ハ武士の眞の道よてこのよふニ忠臣な人の見るものよころされることハ  
むろしよりためしのお〜い事又三條様や姉小路様ぶさ水戸の御家老の武  
田などの事おもへハなんでもなき事とぞんじ候りしく (武市家文書)

○慶應元年閏五月三日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

々ふの御文たしりにとよき候々ふハ又あら〜しき天氣候へともみあ〜  
さは御き々んよく候よし免て度そんし〜私事先〜かくだんの事も  
御座なく今朝又一度下り候へともそこしの事よて候今日ハよふ〜王子  
來り昨日來タケントなど〜色々玄れたうそを云おるしく候扱ねつも少し  
あると申事何もかくだんの事も無御座候ま〜少も〜御氣遣被遣まし〜  
くれ〜存〜醫者りへる事御申越私もふ明日と又楠瀬へりへるつ  
もりよて候ま〜左よふ思召被遣度そんし〜扱今日と下るら小畑之兄  
弟り出ており申候此處より川野が申候何もかくだんの事なく扱宮地上  
野へ御祈禱御頼被遣候よし誠よ上野みか〜名前ども書キ付朝夕祈願い  
ぬしくれ居候よし又内へも御祈禱いたしくれ候よし誠よ〜うをしく必  
〜神様の御恵よてよき事ニ相成候と心の内よてありぬかしこ  
みおり候誠よ〜これほどまでたれぬれ神様へ御頼申上候事ゆへ必〜

楠瀬春洞

小畑孫三郎

同孫三郎

河野萬壽彌

慶應元年五月  
十六日將軍德  
川家茂上洛  
上ル長州  
征討ノ爲メナ

武市瑞山關係文書第二

二百五十四

私の誠の心のそれ候事とたのしみりし向く御まんとつるにされ度願ひし扱きのふハ御飛脚着のよし將軍もいよ十六日出馬よて十萬騎よて参り候よし左それハ  
太守様よもそや御立被遊候りとそんしりしそふると私どもの御さとのもそやき事りとそんしりしそやくそれハ輕くたまるとり又無理ニつみそるりニツあひと存りしもふりし只神様次第のをそんしりしいゝ取を神の御たまけのある事と存りし扱々ふハおのしげあ上番り出ており候ゆへ先ほどハ御返しも忍びいたし不申候明晩又半兵衛のあへりよつこよより文さし上り先ハあらく申上りめて度

三日

より太

姉上さほ  
おと乙との

前のおちさんも御きらんよきよし御左右承りくつろぎ申候

一 扱朝早々下番をやる事有之候朝ハどふぞくそぐに御りへし被遣度候  
夜るハ四ツ時迄ニ御かへし被遣度候

一 この文前へそやく御とけ大いそぎよて候

一 その村も毎日くたよこよりよてたご入なとこしらへ居申候

一 たごこ御こし

一 紙 明日よても御こし

半紙よても又中折よてもよし

(武市家文書)

○慶應元年閏五月十日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

夕への御多たしりに相とよき候先くみあくさぬ御きらんよくめて度そんしりし私事今朝又少し下り候へとも又くそまり申候何もかくだんの事も御座なく候まハ少もく御氣遣つるにされましぬくれくそん

武市瑞山關係文書第二

二百五十五

村田忠三郎克昌  
岡本大郎忠久  
松喜代馬重治  
岡田以藏宣振  
岡村新作尙實

しりしり扱今日も村田久松岡本以藏出申候口チ書ガキのよみきけよて候もふ  
これハ相濟候よふこそんしりしり外ニたをも出不申候明日ころハそ  
の村やら私などむりニ出され候事りとそんしりしり先くかくだんの事  
もなとあらくめて度し

十日

より太

姉上さほ

おと乙との

一このみ前へ御とゞけ

(武市家文書)

○慶應元年閏五月廿三日 (山内容堂ヨリ伊達宗城へ)

上包

豫州盟臺

貴答旁

容堂拜

裏ニ  
後五月旬三日

尙々御全家御安全奉賀候宜奉希候以上

貴東到來奉拜閱候如來諭御互ニ近來別ニ要事無之ハ意外ニ久濶是亦平生  
無隔意實情ニ候扱九州地へ遣候家臣昨夜帰來過刻新聞巨細申出候別段相  
替候更無之左ニ陳述

○筑前正議退キ暴徒專權候赴趨既ニ浪華へハ大鵬丸ニ乗數十人八十人計此義  
ハ自大阪以飛  
脚光日上坂近々入京之志之赴故三條輩五名復職之願ト云フ如此ニハ老  
練之美濃守何以見天下之人乎足下如何御考

○長ハ騎兵隊愈我威ヲ振ヒ下關ナトハ妓樓ヲ吾家トシ妓ヲ吾妻ト致居候  
赴中岩國之周旋ハ届兼候様子ニ候  
○小南五郎右衛門武市半平太輩一昨日所置仕候

豚兒來廿日  
乗船火輪大  
坂へ出張ハ  
警衛而已之

小南ハ名字帶刀取上  
子弟へ生涯預ケ  
武市ハ於政府切腹

此外斬首四人牢舎七人先是ニ相濟申候區々タル小國之所置三四年計月日ヲ經候事不斷之至對足下赤面之外無之候

○芋此節別る航海ト富國ノ秘策ヲ施居候才助モ書生數十輩同行ニルン  
ド行此節著候時分之由夷人内々承知可秘之候足下ハ御存シト察候

○足下弄璋之慶先奉賀候扱も夜戰御盛吾輩脱胃乞降外無之此方聞中太平之極古三代ト云フモ如此無事ハ有間布呵々此品御歡旁差出候無餘白攔筆不盡  
(侯爵伊達家文書)

○慶應元年閏五月十一日 (瑞山切腹ヲ命セラル、宣告書)

武市半平太

右は去る酉年以來天下の形勢に乘じ竊かに黨與を結び人心煽動の基イ本・ナキカ心をを醸造し爾來京師高貴の御方へ不易儀屢申上將又御隱居様へ屢不届イタの儀申上候事共總て臣下の所分イ處を失し上威ヲ輕蔑し國憲を紊亂し言語同斷重

々不届之至屹度御不快に被思召可被處嚴科咎の處御慈惠を以て切腹被仰付之

○慶應元年閏五月十一日 (岡田以藏斬罪宣告書)

郷士岡田儀平悴同苗イ以爲藏事

出奔無宿者鏡藏

京都御構入墨者

以藏

右之者去る戊の六月御供を以て滯阪中同八月二日御同勢の御足輕左市郎儀大奸物此儘聞き候ては大害を醸す可き者に付暗殺致す可く旨平井收次郎發端に同意せしめ左市郎は大與と申す料理屋に罷在り直様立越す所岡本次郎並に圓次三男久松喜代馬真十郎次男村田忠三郎等俱に一席相談罷在る中外輪より呼掛る者有之カ之れ有り立出で候處能津村庄屋柿左衛門弟松山深藏に之れあり互に事を果し候場所九郎右衛門町川岸端邊と定め置き同

人並に收二郎清岡治之助田内衛吉等外輪立ち廻る筈其節收二郎より彼者  
 めめ殺し然る可く旨申し出て自分儀は大與へ立ち戻る處左市郎儀も相  
 り酒給へ同所立ち出で再び家名存せざる妓樓へ登り其砌衛吉儀も罷り越  
 し時刻を移し兼て定め置く場所の如く罷り越す中右立廻り人數等相集り  
 自分儀は所持の手拭左市郎首へ打掛け片端衛吉押し押へ引しめ候場合誰  
 共存せざる者翠丸を蹴るや否や倒るゝを以て入水の體に執り成し押し流  
 し候砌一刀刺し申す可く申し聞けるより忠三郎儀短刀にて腹一ヶ所突き  
 通し死体川中へ投げ置き右事跡穩密罷り在り同間八月京都に於て浪人本  
 間精一郎儀是れ亦奸物の趣を以て右收二郎深藏弘瀬健太其外薩長兩藩數  
 十人語らひ合ひ與力同心渡邊金三郎大河原十藏森孫六等姦惡の舉動之れ  
 有り殺害に及び且つ去る亥の正月子細之れ有り京都に於て入牢仰付られ  
 追て入れ墨の上洛外御拂に相成るより召捕られ吟味を遂ぐる處右達て白  
 狀に及ぶ段然るに右等徒黨を結び廉々安からざる企を以て度重き人命を

絶ち候事共言語同斷大膽なる仕行上を憚らざる不届至極の科を以て牢屋  
 に於て打首之を仰付けらる右雁切に於て日數三日梟首

○慶應元年閏五月十一日

岡田以藏辭世

君か爲盡す心は水の泡

消にしのちそすみ渡るべき

岡本 次郎

君か爲め盡すまことはひとつしも  
 とふらてきゆる身こそ悲しき

村田 忠三郎  
 久松 喜代馬

右四人於牢家打首

武市瑞山關係文書第二

二百六十一

(佐佐木高行日記)

○慶應元年閏五月十一日

武市半平太最期ノ始末

五十嵐文吉手記

島村壽太郎  
（祐四郎）實話  
ニ據リ筆記セ  
シモノ

當日支配々々被呼立候面々勝賀瀬小八藤勇作山下猪平大井重之丞島村壽太郎小笠原保馬等就レモ七ツ時御目付方へ罷出候様演舌有之ニ付右時刻前罷出候處御門ニ差扣候様被申聞候ニ付暫ラク差扣候内黄昏時ニ至リ一同留ノ間へ罷出候様申來ル即チ出ル處今日武市半平太殿切腹被仰付ニ付死躰引取候得ハ其用意可被致且介錯人名前書差出シ候様被申聞其節場所ハ何處ト尋候處吟味場ニ於テ被仰付ト云ヒ著用ヲ尋候處袴著トノ答ニ付宿許ニ有之著用取寄申度旨申出候處無程御場所宜敷ニ付間ニ合申間敷カ兎ニ角ニ急々取り寄セ候様に被申聞駕籠ト著用ノ手賦シ且介錯人島村壽太郎小笠原保馬ノ兩人ヲ書出シ再ビ御門ニ扣居ル暫クアリテ著用來リ下横目へ頼ミ半平太へ送ル半平太ハ園村下モノ牢舍被仰付候事ヲ聞キ揚家

番へ云ケルハ是ニテ私シガ御作配モ知レタ是迄長々大ニお世話ニ預リ千萬忝ナイ何時マテお世話ニ成ルコトゾト思フタガ大ニ安心ヲ致シタト挨拶シ牢内著用手道具等取片付ケ髪ヲ結ヒ死躰ニ垢付キ居テハ見苦ルシトテ洗粉ニテ擦リ磨キ著用ヲ何レカ是レカト撰立候場合取寄候著用參リタレバ此事デアツタトテ大ニ悦ビシ由ナリ（又類族ヨリ上下ヲ著セ度段申出下横目ノ周旋ニ依リテ申渡相濟後著替不苦様ナリシト云フ）最早六ツ時少過ル頃介錯人片時も南へ相廻候様申來直様兩人相廻ル半平太ハ著用下ハ晒シ上著淺黄紋付絹帶メ袴著ニテ罷出中椽へ著御目付間忠藏殿被申渡讀終リシ時半平太ハ被仰渡趣奉畏ト御受申出引取ル場合兩手ヲ袴ノ前へ當テ聊カ家禮ヲ失ハズ顔色立居振舞常ノ如シ夫ヨリ吟味場ノ蒔砂へ出ル潛リノ内ニテ上下ニ著替再ビ出デ、切腹ノ場所ニ著右場所ハ吟味場落椽ヨリ三尺計リ退ケ疊ヲ二枚敷キ其上へ打おろしノ藺表ヲ延べ白木ノ三寶ニ捧<sup>棒</sup>靴ノ懷劍ニ白ノ木綿切ヲ添へアリ半平太坐ニ著クト左右へ介錯人壽

太郎保馬著ス半平太ヨリ兩人へ御苦勞ト挨拶致シ懐劍ヲ取り拔テ中身ヲ能ク見三寶へ置キ諸肩引拔キ帶際ヲ押クツロケ懐劍ヲ取り木綿切ニテ刃ヲ押シ卷キ腹へ突立三コノ通り三段ニ切り劍ヲ右へ置キ手ヲ突キウツ伏ニ俯ス是ニテ介錯人兩方ヨリ脇腹ヲ刺ス六刀計リニテ絶息ニ至ル半平太ハ其初メヨリ久敷間ノ病氣ニテ大ニ疲苦シ吟味ニ出ルニモ下番ノ肩ニ懸リ候程ノ事ニテアリシカバ最期如何ト存ジタル處其時ノ潔ク勇々敷コトニハ孰レモ舌ヲ卷キタリ惜ムベシ

(五十嵐文書)

○慶應元年閏五月十一日

五郎右衛門 倅

小南孫八郎

右者父取來ノ中五人扶持貳拾石被下置格式御留守居組ニ被仰付之

○同上

新作惣領

園村勇馬

右者御慈惠ヲ以父新作へ被下置知行高ノ内百石被下置格式御小姓組ニ被仰付之

○同上

河野萬壽彌(敏録事)

小畑孫三郎

御扶持切米帶刀共被召放牢舎被仰付之

○同上

審次郎(島本仲道ノ事)

右ハ去ル戌年郷廻役中御密事御用ヲ以京攝へ被差立從天朝長州へノ御内

敕同藩ノ者ヨリ借受折柄御飛脚立ニ有之御國元へ差下合ヲ以御留守居方  
 留書役へ其筋申出置再度持參候處過刻出足ニ相成旨被申聞ヨリ兎ヤ角令  
 申分終ニ御留守居役迄直ニ申出候節廉々不當ノ申分セシメ歸國ノ上役儀  
 御免被仰付翌亥年森山村地下浪人順作倅武政除市儀有間敷仕筋有之ヲ以  
 テ其筋可相糺段間崎哲馬發端ニ隨ヒ前壽原村庄屋吉村寅太郎并御足輕順  
 次郎等供々同人方へ立越父子同席ニテ委細申立盟約ヲ變シ諸事因循ニ有  
 之事共及詰問誤ノ達々申出候處然ル上ハ覺悟可有之事共及詰問誤ノ達々  
 申出候處然ル上ハ覺悟可有之旨言葉ヲ巧申聞既ニ割腹ヲモ爲致へキ勢ニ  
 有之ヨリ其儀ヲ差留置寅太郎兩人恐怖ノ躰ヲ見込順作ヲ別席へ連行右除  
 市割腹ヲ遁ル上ハ皇國ノ御爲メ出銀可致様ノ語音ヲ爲聞ヨリ其意ニ應シ  
 出銀可致ヲ以一ト先致歸宅翌日右兩人等供ニ再度彼所へ立越強テ金百兩  
 出銀被致罷在段然ルニ除市儀右事跡後悔致スニ於テハ子細無之譯ノ處却  
 テ事ヲ迫リ爲致出銀上ハ押法ノ見付難遁且京師ノ仕筋ニ於テハ御威光ヲ

輕シメ候仕形廉々〇〇〇依右牢舍被仰付之

乙丑年閏五月十一日

(以上四通佐佐木高行日記)

一閏五月十七日 土居彌之助弘田久助ハ御組入岸本圓藏ハ白札へ被進岡  
 崎喜久馬ハ米四斗相領大監察ハ御酒頂戴就レモ十一日ノ處置ノ御褒賞  
 也ト

(佐佐木高行日記)



補遺

武市瑞山關係文書第二

二百六十八

○元治元年四月一日（瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ）

こやおおく四月と相成月日の立ちそやきものよて次第々々あたよりと  
相成候へとも皆様御き々んよく宛て度存まゐらせ候此間もくゞしき御文  
難有そんなしりり田内も皆々き々んよく衛吉もふじのよし又哥なと至  
極おもしろくたのしみ申候○扱此間そげの下番の事御申越御氣遣ハ御尤  
ニて候えりし氣遣な事ハ無御座候あれハ誠よいふこしふてたゞゑゑおふ  
んほんの見たなりのものよて人の事なと色々見るく云事もある々んど大  
事の事を云をまゐるとおもひ候檜垣の方へえそふく出よつて檜垣などお  
えきりニつゝひ申候いふこしのそげあたまゆへづくようくと皆々番人  
ともぶしこなをつけてゞふん申候此間内て酒をのをで夜るもどり大よひ  
よてよろこふてくゞをまくぞくくいんま云た事をそやゞまれる  
やふ大ゞふんよて候乍併たゝあ方ゆへめつたな事ゐいれんく○扱  
ふとんを一枚出そふとおもふだしりけ候處あ方役人が六ヶ敷云てまゝニ

るゝりへし不申○去年きいてきよひとへものハ夫ふまぐぬきてき不  
 申仰へよごれ不申候ゆへまつゝおゐておき申候りのまゝんまつゝの  
 半著ハしえう著ており候ゆへよごれ申候これハ近々の中いなし申候扱近  
 頃ハ世中のことも聞不申たゝ番人ともものまをしを聞けハ御治世のよしゆ  
 へ上の御役人がかそり不申てゑとても御さるゑもあるまゝとおもひ候對  
 州邊の人ゑ十五年も宰ニ入又雨の森も三年入ておつた中々今之御役人て  
 ゑなんともなるまゝとおもひ候もおゝ天次第々々々むゑしより忠臣が  
 つまは付候ためしゑ山のごとしあやしむ事もなく候たゝゝ御國の行末  
 がいゑなるろふとおもひて朝夕をまゝを候○竹馬ゑ久松へいきより  
 まはりとおふそゝせへだしてやり候様御世話被成度候  
 ○此間下番佐藤<sup>藏カ</sup>が竹の子を持てきてきてよいてくれ申候こんと佐藏が  
 いたれの禮をいせんせよ扱きのふゑちと風こゝちゆへ先々あふゝり  
 しんこの五日六日御法事よて役所もなきゆへ下番をやり申候

四月一日

依 太

姉 上 さ ぬ

おと乙との

壽太彦太保馬なとゑさゝゝきまはり皆々どんな事そ

一△五日もとし候

一この本前へ御とゞけ内々々々

一たをこ 御越し

(武市家文書)

○元治元年八月十九日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

みあゝさぬ御き々んよき事そんしゝ扱私事きのふおとつゝと出申  
 候そこしも氣遣ナ事御ざなく候御氣遣被成ましくそんしゝ

一この狀前へたしりに御とゞけよ大事の事

とりいそぎ又々明晩島村出候付くゝし<sup>脱カ</sup>可申上候りしく

十九日

しよふるり本もとし候

るすへ

より太

(武市家文書)

○元治元年十月五日 (深義ヨリ島村壽之助へ)

打絶御遠々敷御坐候處愈御勇壯奉賀候扱今朝ちと傳聞仕候へハ西方方書翰有之候趣委細之事何も不承どふ欲田疇と割腹と欲實ニ不堪驚愕何故之事ニ御坐候哉外ニハ格別出入と無之候哉爲御聞被遣度奉内願候彼地頃日俗論あどハ起り候勢ニと無之哉委敷爲御聞奉願候

○何ゾ書附類オ参り居候へと明日迄拜借仕度願上候事

○オへん先止り居候哉乍序爲御聞

先々右迄得御意度草々萬拜

田疇、田所壯輔

五日

観阿弥翁様

深義

(上田開馬藏文書)

○元治元年十月廿一日 (島村衛吉ヨリ島村壽之助へ)

益御健勝可被成御坐奉恐賀候隨私儀不相更罷在候間乍憚御安心奉願候然と過日以來毎々愚兄へ之書御願申上時々御面倒相掛何共恐入難有奉存候扱十八日之夜相認候書差上候節海部ノ詰書封込置候處御受取被遣候哉兄ノ書ニ十八日之書達候趣ニ付御落手被遣且又慥成便り故間違ハ有間敷候へとも尙依太先生への御書の端へデモ御受取之様子御書加被遣候ハ猶安心仕候間宜奉願候○扱昨日も今日も會所引ケ至テ早ク七ツ頃カチヤント仕廻イ申候昨今共七兒出候趣至テ静ナリ合点不行候○雪跡一件モ何共不安心之事ニ御坐候此節諸事素人組ニハ弥合点不參候先と右計

十月廿一日之夜認

三郎二郎

武市瑞山關係文書第二

二百七十三

道、入、様

尊下

(上田開馬藏文書)

浪穂、島村衛吉

○元治元年十月頃カ (小畑孫二郎ヨリ島村壽之助へ)  
日増寒氣相成候處被爲揃益御堅勝被成御坐奉欣賀候扱時情益切迫歎息之  
極日々御憂苦奉察候過日以來浪穂君御同居ニ相成不相更御懇情相蒙難有  
奉存候浪穂君ニも不相更御壯盛ニ御坐候間御安心可被成候將別封無據  
儀申遣候間千萬申兼候得共慥成便を以御届被仰付度奉伏願候先右計草  
々如此御坐候謹言

十九日

縣 二郎美稻

入、道、様

尊下

(上田開馬藏文書)

出府、出庭ノ  
意

○元治元年十二月三日 (島本審次郎ヨリ島村壽之助外一人へ)  
益御勇健之趣奉欣喜候ニ私儀も不異ニ相愼ニ居申候間左様御安意思召  
奉伏願上候實ニ先達而以來毎度御懇情相蒙千万難有仕合ニ奉存候仕極毎  
度申上兼候得共愚弟参り候得と別封何卒御渡被仰付度奉願上候最早近日  
出府可仕と奉存候間返々も宜奉願上候不敬千万之御頼ニ御坐候得共御序  
も御坐候得と田内之方へ愚弟参り候得と  
尊家ニ罷出候様田内ニ御通達被仰付置度偏ニ奉伏願候實と此度要用之義  
申遣候間何卒可然様奉伏願上候不敬不願段幾重ニも御仁恕奉願上候  
先右要用御願申上度如此御坐候恐惶誠惶頓首

十二月三日

安 部 川

入、道、様

剛、八、様

(上田開馬藏文書)

○文久元年十二月 (赤穂刺客一件)

赤穂藩

- 濱田 豊吉
- 西川 邦治
- 高村 廣吉
- 青木 彦四郎
- 寺田 惣平
- 木村 寅吉
- 山本 隆也
- 田川 運吉

右<sup>之者カ</sup>私共今九日之夜亥ノ下刻頃一同申合同藩家老森主税ト申者御城ヨリ  
退出之節二ノ御門外ニおゐて及殺害其旨同藩大目附所宅ニ參届出候へ共  
惣承合吳不申右ニ付直様立退青山驛ニ夜明十二日京著尤道中明石

大坂迄乗船之由ニ承ル

- 西川 升吉
- 松本 善治
- 松村 茂平
- 山本 銳太郎
- 八木源左衛門

右者同藩御用人村上眞助ト申者ヲ同斷ニ早速立退候由其内源左衛門引  
別尚赤穂ニ罷在候而十一日四ツ時出足を以十三日之晚京著其外之四人ハ  
如何相成候哉今以相分不申趣ニ御坐候

十二月十八日扣

追加右四人ハ大和之方へ廻り京著依る後日ニ成ル  
都合拾三人住吉御陣家内ニ隠マヒ置可秘

(伊藤修藏文書)

○文久三年十一月中旬（德永達馬ヨリ藩廳へ呈シテ瑞山及島村衛吉ノ爲メニ寛典ヲ望ム書）  
一德永氏袖扣左之通り

武市半平太  
島村衛吉

右ハ幼少ノ節ヨリ讀書相手仕候譯ヲ以相交往來仕候處半平太ニ於テハ  
劍術千頭傳四郎門ニ相成頗ル勉勵ニテ追々藝術相進度々御褒賞ノ上格  
祿等拔群御取立相蒙リ其後江戸在勤中當時態ニ押移候處御國体ヲ不辱  
様厚存込他藩有志ノ面々へ相交リ探索周旋御用相達候趣ニ候然ニ此度  
京師御沙汰ニ付同人初其餘數輩重取締被仰付奉驚入候取留候儀ニハ無  
之候へ共世上道路ノ風説等不輕儀ヲ巧候ヤモ傳承仕候處右執モ衆ニ勝  
レ忠誠ノ面々ト兼テ傳聞仕候へハ今更大ニ疑惑仕申候如此被仰付候ハ  
屹度御詮義ノ上御決意被爲在候譯ニ候へ其中々以下々々ヨリ妄ニ不被  
申上候へ共乍恐當今逆モ又流言ノ被相行間敷モ難計万一一犬哮慮万犬

吼實之際ニ相成候テハ永々忠憤ヲ存込候輩ノ蔽塞共相成不而已士氣ノ  
張弛ニモ關合終ニ國家ノ元氣沮喪可仕左候テハ所關不細儀ト奉存候間  
幾重モ御糺明ヲ被爲遂候上寛大平明之御處置被仰付度妄言不仕様ノ儀  
ハ兼テ御示被仰付置候へ共爲國家實ニ難默止隨テハ右申上候通師弟ト  
申程ノ譯ニハ無御坐候へ共於私情モ傍觀仕候ニ難忍旁以不顧多罪奉言  
上候間被爲加御憐愍厚御詮義被仰付度奉存候恐惶謹言

巳〔亥ノ誤也〕十一月 德永達助

右同月中旬小頭役久松圓次へ相頼御勘定方へ差出ス

武市小楯傳補遺 (永戸藩士酒泉直滯京日記)

小楯幼ヨリ武藝ヲ好ミ江戸ニ遊ヒ劍客千葉周作ノ門ニ入り其技大ニ進ム  
且四方ノ士ニ交ルヲ以テ廣ク時世ノ事ニ通シ頻リニ心ヲ勤王ニ傾ケタリ  
當時高知藩ニ勤王ノ議ヲ唱フルモノ少ナカリシカ小楯ノ歸リシヨリ後進  
子弟靡然トシテ響ノ如クニ應シ又同時ニ坂本龍馬アリテ出タリ是故ニ同  
藩士氣益々振作セリ小楯深沈寡黙頗ル風裁ニ富ミ舉止人ヲ服セシムルニ  
足ル長州ノ久坂玄瑞一見シテ腹心ヲ委シテ刎頸ノ交リヲナシ薩州ノ田中  
某始メテ小楯ヲ見退テ人ニ語リテ曰我藩此ノ如キ人物ナシ只共ニ比スヘ  
キモノハ大島ノ流人大島三左衛門ノミ三左衛門ハ即チ西郷隆盛也其人ノ  
爲メニ敬慕セラル、一率予此類也小楯初メ學問セザレハ目ニ一丁字ナカ  
リシガ後自ラ講究セシ所アリ書史ニ涉リ詩ヲ賦シ併セテ畫ヲ作ルニ至ル  
其獄中ニ在リ畫ク所ノ自像ハ品川彌次郎君高知ニ至リシ時携歸リコレヲ  
版刻シテ同士ニ頒タレタリ

附 載



笑 泣 録

和魂集を見て又涙にくれ思ひけるはおのくくとらわれの身とあり或は遠き島根に流され又はつゞけなどで重罪にしづみしなれども御國の爲に身をすてゝ大なる功を顯せし事なれば其うるわしき名は末の世までものこるべしわれは御國の爲御恩をむくい奉らんと深き志はあれとも愚なる身にしあればなに一ツの功もなく只志のみにて時節の來を侍しに噫かく囚の身とありければ

花咲く散らは色香をとむへき哉

つばみなからの身そ哀なる

治 徳

治徳、瑞山、知義、楢垣清治

志を立るやいなや露ちりの功もなく獄に入りければ治徳大人のいへるにつけ是を花にたとふればつほみにて時を待たれば花咲へきをまため出さすら<sup>まカ</sup>埋木と成わかちめれば

出つほみなは時へて花は咲ものを

つばますくちる庭の埋れ木

われながらいつの世までなからへあきたる事のはてしあきとおもへは

海山を盡してたとふ功も

またいつまでも果しなければ

知義

同人

返し

北山の時雨にくもる君が身は

はや晴渡る時やくるらん

もろともに北山しくれおひきて

ひとり晴間におよよしもなし

治徳

知義

いにしへもかゝるためしは有明の

雁のことつてうらやま敷も

知義

久方の雪井を渡る雁かねの

聲もあはれに聞へけるかな

治徳

雁かねも心ありてやあはれけに

雲井にまよふ聲聞ゆなり

同人

終に

いねてみて又おきてみついねてみつ

今宵も聞し曉のかね

獄道の云ならわしはこれあるや

ねたりおきたりくたりひつたり

ねやでくてねやてひつては若武者も

まつ獄牢の身とありにけり

二人をならへて見れば大丈夫も

人から見ればろふくの人

二百八十四

治徳

同人

知義

(謄寫名字を脱す)  
(田岡正枝文書)

瑞山先生遺墨

泣血録

泣血録之一

○元治元年十月 (瑞山ト檜垣直枝唱和ノ詠草)  
笑泣録ノツヰキ

々ふひとの様御乗舟と拜し折柄風吹々れハ

治 徳

拂<sup>ハライ</sup>ひてよ都<sup>ミヤコ</sup>乃空の浮雲<sup>ウキクモ</sup>を

々ふ吹出<sup>フク</sup>出<sup>デ</sup>土佐の浦風

夕<sup>ユフ</sup>の御供の人々振<sup>振カ</sup>々敷立<sup>敷</sup>行々るを聞て

同 人

加茂川の清<sup>キヨキ</sup>き流<sup>ナガレ</sup>よ身をそ洗<sup>ソ</sup>て

そゝぎて歸<sup>カヘ</sup>れ濁<sup>ニボ</sup>る心を

廿二日今朝の雪ふり々ると聞々れど見る事もならばて

二百八十五

武市瑞山關係文書第二

同年十二月カ

ふる雪も尙うらめしき朝がらけ

同人

窓うつ風の音のミそ聞

同人

せめてこの軒端の窓もまゝあれ

花そとも見ん今朝の初雪

知義

夢を見て

知義、繪垣ノ  
隠名

まどろむとおもへり 天皇の御幸なり

ゆたてふ物のうれしあるらん

我身を歎きて

治徳

ふたゝひの又たくりこぬ月や日を

以下原朱

おしみもやらぬ身といなりなる

治徳

あきりなき獄の内のうれたさも

うち忘れたり君のうつし繪

知義

一と度のはらむといひて厚氷

とけてうれしき事のあらなん

治徳

厚氷そりし心の清々れと

解日の神を曇る憂

海部氏の母人ひそるゝ烟草の中へ入て知義ニ送る

雪くもの晴間思ふや冬の空

獄マ入る身をマ君マ打マまるせ

忠義をのミマ深く暮せよ

笑泣集

治徳

とし鷹タカの爪ツメ折ナリしよりむら雀スズメ

世を憚ハヤカらむ鳴渡るらん

知義

むらまマめ世をハはカるれ村雀

いつく鷹の羽やのすらん

同人

頼みつるろ梶折てや海士小舟の

何地ナニも寄や浪のうねウネく

原書附箋  
檜垣ナラシニ  
枚

治徳

頼みつる梶おれしとて舟人の

真心あらま神や守らん

知義

二人獄の内板ウチイタあべをへだてヘてテ聲コエのミ聞キへタれレ

君の爲身をナシ惜シむ真人マジンらを

囚コメ籠コメる醜シニの曲言マコト憂ウレシ

同人

見まミくほしホるたてしなくは此囚ヒトヤ

久しふりなる君キミのおもおもりげ

治徳

ことの葉をハああままにつけつゆつゆああしさしさの

武市瑞山關係文書第二

二百八十九

猶いやまさる君の面影

治徳

兼てより君よさしけし身なりせそ

囚の中もなほいと見ん

同人

君の爲植し千草も此頃の

朝けの霜よ冬枯よたり

知義

かくならぬかくと定めし身なれとも

折てくやしき國を賣人

同人

君の爲うへし千草も冬枯れぬ

芽出て花咲時をまよなん

守人の森きを聞て

猶いやまさる君の面影

治徳

兼てより君よさしけし身なりせそ

囚の中もなほいと見ん

同人

君の爲植し千草も此頃の

朝けの霜よ冬枯よたり

知義

かくならぬかくと定めし身なれとも

折てくやしき國を賣人

同人

君の爲うへし千草も冬枯れぬ

芽出て花咲時をまよなん

守人の森きを聞て

守人の面と先分ぬむだことを

治徳

聞よつけつゝ憂ぞまじり

知義

秋津洲よ一人の君と知らぬ等が

霧きぞうさまさりらん

海部氏衛人憎罵則其容貌真寫送我戲送狂詩

鼠七疋不辨一朝宵一只談利色蔑人饒君母怒我茲有略彼召襟猫可糺

此ノ笑泣集ハ

對馬國住人大建依太郎藤原治徳ト云人元弘三年亥九月廿一日得疑下獄

又同國之志士海部亘知義ト云人は亦得罪落同詹獄憂憤ノ情不去互ニ泣

タリ笑タリシテ其思ヒヲ述ヘタル者ト云二人共詩歌ノ道都テ不學ト聞

ユ

此詩墨字

海部ト云人ハ號ヲ好古ト云大建ハ號ヲ如山ト云  
蕭々細雨悼人情一點滴促洩眠不成亦落燈花披竹簡古賢聞語感  
愁腸

〔以下補土佐維新勤王史ニ據ル〕

元治元年

九月三十日の夜

虫の音もいと悲しく聞えたり今宵もありの秋とおもへり  
島本仲道より「獄中月」とて忌はしき獄の軒の隙よりも月は誠を照  
らしてそ行くといふ和歌を送りければ瑞山返へしよとて  
大空に照る月影は清けれど蔽へる雲をいかよかせん君  
人の目よ見へぬ心の増鏡清き光は神ぞ知るらむ  
筆の迹見るよつけつゝ床しさのなほ彌増る君の面影  
忌はしき獄屋よ積る此のうさを彌陀の國よて共に語らむ  
家に送りし消息の中よ月の歌とて  
世を思ふ心の足らてかゝる身は隙洩る月の影も耻つかし

泣血録之二

偶成

花依清香愛人以仁義榮幽囚何可恥只有赤心明

同

夜横空枕伴囊螢畫向幽窓閱聖經想得天祥安樂國捨生取義姓名馨

同

聊發太平酬報情憤興微力震丹誠昨昇大廈交俊傑今落孤囚撫壁檀切齒常欲

岳飛潔撚髭嘗感屈原清狂生何怪此羅厄動有聖賢志未成

同

燕雀得時擅蒼鷹向暗眠如何幽獄裏慷慨只呼天

同伊藤生在獄臨別寄一詩

黯獄同牀語昨非丈夫離別可何歎大兄知否利家業蹂躪數萬圍原書二字脫



衛人攜菖花來示我欣然賦以謝之

衛人情那厚示斯菖蒲花聊慰不平意何時報此喜

偶成

夢到家鄉眠乍驚心中慘憺不堪情杜鵑鳴徹聲々恨弦月掛窓影淡明

同

一日偷安天下情羶風吹起既垂傾北陲獨有唱忠義現見楠公赤坂旌

同

忘量身力念酬恩不遠嫌疑吐拙言忽落暗囚心却潔聊無輕薄俗塵煩

端午

得罪以來幾十旬光陰如夢值佳辰囚中無酒空汎淚只誦離騷哭楚臣

夕陽

遠寺鐘聲和晚風午眠方足爽雙瞳偶凭窓角回頭望數點亂鴉斜照中

三方有壁小窓西端窄陰々鼠與棲暮色全不殊曉色申時漸々日昇齊

寄同獄志士

骨肉交情圖國酬空罹窮厄共深憂囚中萬一思成志爲問大兄無策否

衛士贈吾梅子

梅子攜來憂悵時怡然鬱散發笑眉縱雖奴僕邊陋斃何必老兄忘惠慈

題忠度圖

鳴鏑忘身萬死中花陰駐馬詠香風應憐微運空雖敗更望迫難心尙豐

次西山氏見寄詩韻以還呈

結得交情師弟憶諮詢舊史敬恭心豈圖今日楊梅餉何以報酬恩惠深

偶成

三十六年幽夢中摧身竭力一無功平生所育爲何事空落孤囚就不忠

聞蟲送

何代傳來一國中鼓鐘同曲送禾蟲吁歎此以堂々勢攘盡腥羶胡羯風

五月廿日夜大風雨

狂風吹起怒聲雄雨脚斜飛入房櫺何事今宵天上變潛心端坐暗囚中  
陰雨紛紛亂如麻狂風冽々竟飛沙懸心只是今宵颶吹倒故園一老家

初聞蟬

炎威赫赫日流金獄裏蒸炊又那禁時羨新蟬尤肆意窓前綠樹吸風吟

偶成

炎厲偶然思舊遊扁舟閑泛汲江頭皚々涼月五臺嶺拂々清風白鷺洲鼓腹放吟  
聊忘憂曲肱掛酒頓疑秋人閒起伏都如夢可笑而今苦暗囚

午熱依然愕夢魂沈々夜色四無言後來空憶國家事獨對孤燈拭淚痕  
京國狀形飛報來應知義黨瘡好魁噫呼天上如何我徒使半生增慟哀

午夢覺而得一絕

更排雲霧上高堂忽護柏旗魁洛陽空是衰躬孤枕夢覺迎殘照割愁腸  
漸忘熱氣暮天鐘尊尙憶後來未然慷慨中照入空房弓勢月吹來枕上嫩涼風  
狡獸竊權愈逞奸衰躬痼疾恨千般時窮尙此服醫藥憶想人間行路難

如霧僞朋忽飄散獨修高節拂烟塵誠心皎々爭明月志氣凜々動鬼神雪霽漸知  
松柏操時窮既顯丈夫真噫呼誰又堪悲慟現是徒空國珍 (原書一字脫)

請見我開全節基諸賢亦做此威儀謾言忽散小人狀耐恤反爲不義魁

十四日夜

夜氣寂然知幾更復生痼疾夢難成閑向枕上挑燈火時有南阡犬吠聲

十五日夜

哀雁嗷々破夢過仰頭冷月影如磨豈堪風露孤囚客端坐無言淚自沱

十六日夜偶成

邪疾侵身尙未瘥憂心惱亂引愁多自知元是生孱弱只誦文山正氣歌  
驥驚同阜早力暗窓眠寒暑空過既一年何怪近時無伯樂蓋棺應識義心堅  
從隣賦力才得惠黃橘謝之

骨肉交情契合堅耐歡今日得君憐擬香吾亦此黃橘名勢芬々萬代傳

夜雨偶成

蕭々細雨悼人情點滴促洩眠未成亦落燈花披竹簡古賢聞語慰愁腸

夢覺而得一絕

按ブルニ以下  
九首獄中ヨリ  
妻富子ニ示セ  
ルモノナラン

夢上ニ洛陽謀ニ故人ニ終衝ニ巨奸一氣愈振  
覺來浸汗恨無限  
只聽隣  
雞報早晨

題源爲朝禦白河殿西門圖

巍然英氣冠羣倫  
飛鏑無前動鬼神  
時有此公容  
算略何疑一  
片耀紅輪

聞蟲送

何一代傳來一國中  
鼓鐘同曲送禾蟲  
吁歎此以堂  
勢攘盡  
腥羶胡羯風

廿日夜大風雨

狂風吹起怒聲雄  
雨脚斜飛入房櫺  
何事今宵天上變  
潛心端  
坐暗囚中

同

陰雨紛々亂如麻  
狂風冽々竟飛沙  
懸心只是今宵颯  
吹倒故  
園茅破家

廿一日雨晴

武市瑞山關係文書第二

昨夜陰雲風雨生 ○今朝快霽十分清 ○當時天下亦如此 ○一鷓鴣旗

開造營獄慨然以賦

狂獄造營人語喧 ○工聲響枕惱神魂 ○迂生不解廟堂議 ○正本清源奈聖言

偶成

國家興廢有風義 ○風義隕頽零倭諛 ○總以名利爲亮節 ○或從門閥見賢愚 ○知時厲武呼狂客 ○忘亂妝文唱丈夫 ○何怪昇平三百載 ○天然氣運得誰扶

偶爾憶或先生

吾先草陋一狂夫 ○何悵沈淪此得辜 ○只憾丹心愛國士 ○空罹二厄腐泥途

坂龍 (坂本龍馬)

肝胆元雄大 奇機自湧出 飛潛有誰識 偏不耻龍名

松深 (松山深藏)

中情貯才略 溫克有丹心 天下風霜日 松山鬱鬱深

千菊 (千屋菊次郎)

義肝能果斷 狀貌自雄奇 時極清香發 黃花凜一枝

夢覺而賦一律

戎夷壓海事方急 駑馬加鞭馳赴難 巨礮轟々如裂地 鯨濤沸々似崩山  
因循君子忽飛魄 切迫頑生稍解顏 一臂憤揮夢驚覺 孤燈明滅雨潛々

補維新士佐  
勤王史・海南  
義烈傳ニ據ル

武市瑞山在京日記  
(文久二年壬戌)

武市瑞山在京日記(文久二年壬戌)

八月廿五日より閏八月五日迄病氣

同六日快晴朝月代かど致し小南へ行き長談夫より五十へ行き買物など致し歸る

同夜弘瀬氏來る久坂氏へ行く折柄俗吏來り居る由にて一と通り面會直ニ歸ル

同七日朝元瑞<sup>支カ</sup>へ行長談九ツ前頃歸宿麻先池山本島村小笠原田那邊森岡本川田島東堀内筒井田中良作瀧馬五十嵐父子杯來ル夫より八ツ時頃より小河瀬右衛門方へ行折柄薩田中新兵衛來り面會す

寺町四條下ル町

大雲院内超勝院

小河彌右衛門

同八日朝樋口平井小笠原多田岡田清岡鍋島島村かど來る昨日眞吉君公へ

拜言上の咄聞晝頃より本田彌右衛門<sup>門脱カ</sup>へ行留守あり又藤井良節へ行又留守あり夫より小南へ行又留守あり三條家へ出妙心寺へ参り候由あり小原へ行留守あり五十嵐へ行在宿にて談す此日朝小畑來り大原卿の一件島津の一件等聞松山も來る八ッ時頃熊本藩士來り面會す内向咄を聞其内井上達二郎十日歸足の趣を以て暇乞に來る

肥後藩

堤松左衛門

變名

南木四郎

右の人の云様に承る

達二郎暫談し歸るカシ座敷借入其手首尾等致す夜に入小南へ行様々談す今日小南三條家え出る薩の事かと聞四ッ時歸宅小畑來り彌明日薩の和泉君 禁庭へ被召の由あり

加賀の目付上京の由あり大番頭呼立の由随分正義の人と聞ゆ加賀は國法<sup>る脱カ</sup>にて君公より目付の印御渡の由也大番頭廿四人有之一百二十騎づゝ率ゆ<sup>る脱カ</sup>由也

同九日朝村井へ行面會談話直ニ

栗田宮様へ出る由也夫より本田へ行留守なり藤井同様夫より弘瀬へ行小南へ行此日借家へ引移る買物など致す晩方平井氏來る同夜村井氏來る小畑來る御飛脚付由孫三の書狀持參

同十日雨天小畑來る良作、衛吉、五十嵐來る朝村井言傳小畑申來る晝過より元瑞<sup>マ</sup>へ行慎の由にて面會せず夫より村井へ行談す夫より小南へ行幸本山關東へ發足て來り面會明日京師出立の由也五ッ時頃迄談し歸る

同十一日此日風邪不心地あり朝谷森外記へ行面會夫より本田彌右衛門え行面會小河彌右衛門へ行面會  
同十二日谷森來る留守あり長佐々木男也行面會

同十三日風邪平臥

同十四日佐々木男也來る肥後堤氏來る平井氏引越來る江戸より御使者到著容堂君御都合恐悅表向也

同十<sup>五カ</sup>日病氣快氣朝松山五十嵐丁野來り天章の咄平井氏妙心寺より引越來轉宅闕行本のマ、に來る同夜小原へ行長談夫より小南へ行長談あり一つ書にて十二ヶ條詰問す九ッ過頃歸宿す

同十六日早朝小南より呼に來り早速行小原へ行けとの事にて小原へ行昨小南と談せし事なり夫より暫して小南も來る小南は妙心寺の方へ行夫より五十嵐へ行横目の所へも立寄歸宿衛以禎太保健熊收など來り談す多司馬脇指持參松茸など持參夫より長の宍戸へ行下坂の由なり佐々木へ行談す小南傳吉を男也へ頼みをく十八日差問は通達致すと云也夫より歸り頭痛に付松山に頼ヒルを付る

山脇龜えの見廻狀以藏を以兼藏に頼宿賦の役人來金二兩五朱と三百文請

取

同十七日

朝入湯丁野平井來る談す大坂より河内屋九兵衛來る兼齋六日に病死の由即日葬例相濟

今八日に乗船才谷屋の舟の由なり河九土産持參

今日飛脚の由なり

同夜平井と小南へ行談す谷えも行御國より飛脚來る

同十八日早朝藤井へ行面會機密を談す

同日田中新兵衛來る腹中を談し兄弟の約を致す

同日又晩方も來り日暮迄談す

同日井上達二郎來る

同日書狀受取

同十九日早朝村井へ行佐々木男也來る夫より姉小路様へ出る頗辨論の有



御方なり暫御咄を聞夫より又柳原様へ行く參内の場合故面會あく夫より歸りかけ結筑へ行始て面會實と見ゆる男あり夫より歸宿衛以保豪眞虎數々來る男也兩人同道にて來る晚方元瑞の同志吉田榮太郎來り暫談じ歸る此日阿部猪肉持參 酒を出す田中新兵衛約束の通り來る明夜を約し歸る同廿日朝道具屋へ刀の柄直しに行寺町四條上る備後屋と云家かり鏝一つ求め夫より小南へ行留守なり小原へ行暫談す夫より五十嵐へ行機密を談ず夫より寺町にてサメを求め道具屋へ持參夫より歸宿岡田、島村、田那部來る堤松左衛門來り熊本へ一人差立吳度趣其答致す晚方田中新兵衛來る四つ頃迄談し歸る同夜以豪健、熊、○、收、孫、衛用事あり

同廿一日日本間精一郎の梟首四條河原にあり見物人多し見に行夫より小南へ行留守あり五十へ行田中新兵衛來る眞吉かども來る新兵衛小南三士の云來る谷守部へも行夫より藤井良節へ行井上彌八郎北條右門會ふ  
同廿二日朝小南へ行機密談小南本田へ行腹臆を談す由也夫より結筑へ行

酒など出す田中新兵衛も呼に遣來る互に談す新兵衛同道にて薩屋敷へ行く晚方迄談し夫より海江田武二へ行き面會夫より歸宿

同廿三日朝孫二郎來松原通に宇江玄蕃頭の梟首ある由也田中新兵衛來る久坂玄瑞へ行何角談し長の建白などかり來る小河彌右衛門暇乞に來る同廿四日小南へ行西國行の事を談す五十へ行き谷へ行き小原へ行又小南へ行明日妙心寺へ行くと云

此日周布關東へ發足  
御國へ飛脚立五十へ狀を頼み歸る田中來り示談す三條家へ丹波筑前輔に面長談

三條殿御不例にて面會不出來二三日到參殿の答也  
小南より内談の事に付眞吉を呼にやる也

同廿五日

田中新來る山本喜<sup>三脱カ</sup>之進三士面會新と行堤松左衛門久留米藩松浦八郎來る

田中と玄瑞へ行く暫く夫より藤井氏へ行北條右門と日暮迄談じ歸宿丹羽  
筑前輔、渡部民部來る池岡本など數人來る

此日眞吉呼に遣來る賢之進と同道眞をせめる丹羽かどへ酒を出す夜六つ  
半頃迄談し歸る

朝四(本ノマ)

同廿六日

朝五十より呼に來る收と同道にて行く長よりの事也夫より良吉へ行歸る  
田中來る妙心より數人來る機會なし村井修理へ行く留守あり歸り田中弘  
瀬岡田同道にて祇園へ行き噲々堂と云に行大口出雲之輔を呼面會日暮頃  
歸宿  
明朝長州より飛脚立の由玄瑞より申來る

高德

薩人

櫻木に寫せば唐の言の葉も

大和心の花にぞ有ける

ふしの根の雪とひとつにうつもれて

箱根の道はいつかひらけむ

忠

おろかにも我ものとやはおもふべき

君の御楯と生れてし身を

同廿七日晴

小南脱カ行く留守妙心寺マく由也夫より五十へ行丁野に逢歸る庄二の事土方の  
書見る

早晝より三條家へ出る粟田へ參殿の由夫より姉小路へ行幸村井も參り合  
暫談し夫より大原卿へ行留守なりアヤノ小路面會夫より又三條家へ行客  
來也歸る田中、丹羽、松浦、渡部、藤本、津之助など來る五十丁野も來る機會悪く  
皆々歸る

同廿八日

早朝三條殿へ出る四半頃まで御咄を承る夫より村井へ行明日結筑との會案内夫より谷森へ行同様談す兩人共來る筈なり歸宿九つ半頃長州吉田某來り談す朝田中新來る由也夫より薩村山才助方へ行田中も留守書狀殘し置結城へ行三條家へ出候由留守也夫より歸宿す機會なし明夜の筈也

此日

太守長州へ御入也

同廿九日

朝谷守部來西國蒙る由也

谷森外記より松茸到來す

田中新兵衛機會の申來藤井良節大坂より上京の旨也村山齋助來り容堂公の事三郎殿の考を聞且村山に伏水の事薩國の事杯委敷聞谷森村井結城田

中來る酒肴を出す夜六ツ半頃皆々歸る夫より小南へ行く四ツ頃迄談し歸る暫して平井小畑來る松山歸宿

九月一日朝裏の川原に文吉と云者ハツ、ケに致し有之見物澤山なり五十

嵐丁野來長の事示談す平井田中來る結城來る菓子到カ至來

長州玄瑞へ行伏見の事考を談す夫より酒肴出し支度杯致し川原見物致し歸る丹羽筑前來る松浦八郎堤松左衛門樋口眞吉來る西國行蒙る由也田中來る機會あしき由なり同夜長人二人來る大口出雲守來る下手人探索可笑事頗る長座す

同二日晴天朝谷守部來る田中新五十嵐來る此日妙心寺行の處三條家要用有之に付文吉へ頼昨日文吉長へ行き伏水の事當時預り置度旨申行く追て答の筈也堤來る夫より三條家に參殿拜謁肥後の申上る御書御下しの旨也容堂公今日京都へ召の勅御沙汰の旨御尊なり富田織部と長談す夫より村井へ行又藤井へ行村山才助居合談話薩の伏水の留守居面會夫より支度杯

致し小南へ行談す夫より五十嵐へ行歸宿同夜原四郎來り長談同夜長の堀  
新五郎來り伏水一件當藩任せに決定の旨申來る由なり此日眞吉引越來る  
丹羽筑と松浦と來る由なり機會あき由なり  
同三日早朝玄瑞へ行く三條様へ出夫より妙心寺へ行晚方歸りかけ五十小  
南へ行守部も來り長談す夫より歸る丹羽、松浦、富田、杯來る由なり  
四日

眞吉收二來ル原四郎來ル午年勅答の書并 右衛門の書狀かす吉田榮太郎  
堤松左衛門來る晝より小南行五十へ行三條様へ出る夫より村井へ行留守  
結城へ行留守藤井へ行井上 八郎田中新兵衛面會結城來る談し歸る  
此日江戸より飛脚到着關東改革の事聞ゆ  
容堂君朝廷より上京勅書出る下總殿坊城殿へ出る恐悅安心なり晝丹羽松  
浦等來る

同五日早朝三條殿出る拜謁肥後へ御書事御許被遊夫より中山卿の事且會  
津と松井等三藩見込の事言上中山卿の事は粟田宮へ御相談の由也夫より  
歸宿關東より飛脚着改革の事聞ゆ且容堂君の事に付五十來妙心寺へ行夫  
より小南へ江戸の書狀見る關東行の事小南言入る肥後日延の旨論す夫よ  
り平井へ行堤松浦杯別杯致し内向の都合ニ付延す夫より小南へ行論す又  
五十へ行論す經節三十五本大坂來り取歸る

此夜長州人來る由なり

同六日朝谷へ會する筈にて收眞同道にて行西國行の事なり折柄村井、西村、  
小太郎同道にて尋來る五十へつれ行面會す長談夫より小南へ行下總殿へ  
の狀を持妙心寺へかけ行早谷と眞とは出候由なり彼是談し置眞と一所に  
歸る長の前田孫右衛門來る夫より皆々同道にて樓へ行き四ツ頃迄談す夫  
より歸る丹羽來る

同七日早朝綾部民部來る粟田屋敷の事也濱田權兵衛收二眞吉文吉杯見分  
に行自分は本田彌右衛門へ行長談夫より谷森へ行姉小路へ參殿夫より柳

原へ參殿夫より三條へ參殿此處にて小南へ出會江戸より早追の事且本山  
當月四日立の事聞夫より歸る晝長の吉田來り投書の事申來る御國へ飛脚  
立の處明日に延

徒使島村守馬御國へ出足

同八日朝吉田氏來る五十へ行大口出雲守來る酒肴出す毒藥の事聞中山侍  
從殿御來駕の筈大口歸る五十來る西國行の事申來る今日飛脚御國へ發足  
同夜島村守馬御使同夜四つ頃中山侍從殿來臨段御志の旨拜承毒チヨフク  
のこと御咄承る當夜止め奉る死を御決しの旨なり是非明夜のこと盟約し  
奉る少將の局のこと也

同九日早朝小南より呼に來る直行く三條殿姉小路殿より急に參殿のこと  
御咄なりと云夫より西行の事關東攘夷の勅使のこと内談す夫より五十へ  
行談す夫より歸る三條殿へ出る御留守なり夫より又三條へ出る丹羽中將  
を尋ね行く面會收二不明三條殿へ歸る夫より同道にて歸る大口來る田中

來る玄瑞來る吉田松浦堤等來四ツ頃中山侍從殿來駕夫より御咄承る明日  
關白殿へ出る筈也八つ頃御歸り此夜田中泊る

同十日中山侍從殿御書來る直様薩の藤井良節へ行夫より中山へ出る夫よ  
り三條殿へ出る夫より歸る小南より呼に來る行五十來る夫より姉小路よ  
り呼に使來る夫より姉小路へ參殿す夫より中山殿に參殿大口に會す中山  
の内彼是都よき由也侍從殿今日關白殿へ出奸を拂の必死の覺悟にて言上  
の由殿下にも誠忠の旨喜悅の由にて五奸のこと詮義の由を噂の由也今日  
本山只一郎寺村左膳御使者にて當著同夜丹羽來る

同十一日早朝小南へ行妙心寺行留守なり谷樋口今日西國發足に付暇乞に  
行く夫より五十へ行歸る吉田榮太郎來る備前岡元太郎來り田中新來る夫  
より轉法輪へ參殿五奸の事抔申出る夜五つ時頃歸る夫より直ニ藤井へ行  
く會津藩外島喜兵衛へ面會藤井と中山の事三藩申合の事抔談す谷森外記  
來る粟田參殿の事谷森藤井三條殿へ頼み置當夜久坂玄瑞來る由也又本田

孫右衛門來る由也

同十二日朝丁野來る屋敷見分に行由也小南へ行藤井より今日長の前田へ會す由也横目馬申來る小南にて粟田の事抔談す前田行 此日川端へ參殿の筈にて晝後より三條殿へ行丹羽に會す川端は病氣の由にて面會なし三條殿の密意を拜承夫より玄瑞へ立寄田中と共に會す大不明密談す本田孫右衛門藤井良節來る由也田中も來る

和宮様御下向の節御詠

おしからし君と民との爲ならば

今武藏野脫カの露ときゆとも

有カ川栖川宮へ

ふたゝびはえこそかへさし行水の

清き心は汲てしりてよ

同十三日早小南へ行妙心寺へ行き留守なり五十へ行夫より田中岡抔來る

夫より中山へ出る姉小路へ出谷森へ行十六日十七日兩日の内粟田へ出る趨告る夫より小南より五十へ行く當夜機會有之由也同夜玄瑞をど諸周旋の由也機會無き趣なり

同十四日朝小南へ行留守あり藤田へ行久坂へ行き三條へ行中山へ行姉小路へ行夫より小南へ行今日飛脚着の由也佐川奉行に出る由聞ゆ本山西川岩崎高屋など應接に出る由

同十五日小南へ行早朝村山才助勅使のこせ申來候本田氏小南へ行由玄瑞新兵衛來る兩人定助の處へ行松浦來る明日小南藤井前田へ會する筈也玄瑞共來る此日田中作吾歸國の由にて品物書狀相頼む谷森外記來る

青蓮宮へ拜謁の事申來る

同十六日早朝姉小路殿より被召參殿昨日宮の御咄頗る御因循の由にて終日談論有之候由拜承夫より富田へ行き歸りがけ長州前田孫右衛門方へ會する筈にて立寄早小南も參り右え薩人不來に付晚方薩へ行筈と約し歸る

晝より青蓮院宮へ出る小南同道拜謁す夫より歸る日暮頃より本田孫右衛門方へ會す前田孫右衛門穴戸九郎兵衛久坂玄瑞佐々木男也藤井良節村山齋助外に某小南と自分十人なり敕使の一件談合一定す酒肴など出し更て歸る

三藩和合議論一定愉快千萬なり

同十七日田中新兵衛明日俄に歸國の由其子細告來る酒肴出す玄瑞も來る谷森の子來る書付返す中山の徳田隼人忠光朝臣の御書持參渡邊民部屋敷の事申來る夕方寺島忠三郎瀧彌太郎兩人書付持參佐々木男也と來る松浦八郎等も來る夫より小南ニ脱カ行く明日粟田へ參殿の旨頼る夫より五十へ立寄歸る此日太守様三條殿へ入也

同十八日早朝青蓮院宮へ參内拜謁 勅使の一件の言上且書面差出す能々腹に入に付此紙面は三條へ出せと仰有夫より歸り姉小路へ出柳原へ出三條へ出る紙面差上る夫より玄瑞へ立寄明朝前田へ會合の筈殿下御職シす

るの一件也夫より歸る此日江戸より飛脚到着書狀來る又御國より無刻早追着の由此間の飛脚に着用差を今日受取る

同十九日朝長州へ行夫より宮へ參内御機密の事拜承す三條と河野は兩人議奏姉小路勅使の御内決也晚佐々木へ行七奸の事談す玄瑞旅宿に來る書付致す夫より小南へ行關白辭職止めの上書佐々木持參小南へ持參す松浦來る藤本來る同夜又玄瑞來る

此夜以藏病氣にて滯留

同廿日早朝藤井良節來る同道にて正親町三條殿へ出る中山へ出る夫より歸る八ツ頃松浦久坂來る夫より粟田へ參内す宮様御風邪の由也良節に面會三條殿勅使姉小路副使御決定の旨御國を從行の旨明日頃は蒙と聞ゆ夫より藤井同道にて歸りがけ小南へ談す又 太守様御考被爲在に付三條殿へ出る夫より又小南へ行く夫より佐々木へ行く歸る此夜丹羽筑來る由也

同廿一日早朝津和野藩福羽文三郎來る森渡邊大賀原等の奸物江戸被召廿三日發足の旨申來る御國へ飛脚立に付書狀相認佐々木來る玄瑞松浦八郎など來る八ツ時頃玄瑞と貞助方へ行き聞合す彌改心の色顯夫より酒杯出す暫して歸る今夜大黒屋を正す筈なり此夜機會なし同夜小南へ行き談ず是非太守様關白殿辭職御自分御出にて御止め御決定夫より佐々木へ行く留守なり更て男也來るに付右の都合談し置此日無刻飛脚御國へ差立る今日の飛脚に岡甚宛にて品物入差立る宮よりいたゞく御菓子也此夜及深更中島永吉來る

同廿二日久坂玄瑞來る一橋公上洛の咄聞松浦來る結城筑後守來る久留米眞木泉の事國野<sup>平カ</sup>二郎眞木の娘のたんさく杯持參にて頼る夫より薩の村山へ行幸井上彌八郎高崎佐太郎兩人來る斬奸の事杯談ず夫より姉小路へ出留守なり三條へ出る夫より歸る村上來る同夜玄瑞杯來る又姉小路より被召直様參殿す中島永吉松浦村山杯來る及深更に皆々行く

弦か都に登りける時

一筋に君のみためと身をすてゝ

雲の上まで名をばあげかん

かた糸のみだれしすえはしらねども

はやうちとけてあはんとぞおもふ

小 掉 子

同廿三日朝濱田へ行夫より小南へ行五十へ行中山侍從殿出の事丁野氏へ頼置本山へ引歸る夫より正親町三條殿へ出夫より三條殿へ出小南と自分と被召姉小路殿も御入來四人會す御酒をどいたゞき小南と同道にて歸る又中山より被爲召此夜斬奸の事有之賢乙菊熊健治米保收虎喜保十二士也長より十薩より二なり

同廿四日早朝〇行始末致す薩の藤井へ行留守村山面會頼置夫より行く池尻義四郎に面會姉小路へ行き上書頼置夫より歸る徳田隼人來る夫より小



南へ行歸る平井へ行立瑞來日暮より姉小路へ出る留守あり同夜西本近江  
來る明日中山と姉小路とへ出る筈あり  
同廿五日姉小路殿へ出る夫より中山へ出侍從殿<sup>不明</sup>泣夫より大納言殿へ  
拜謁夫より歸り小南へ行五十へ行夜に入藤井へ行留守村山へ行此日村井  
來る夜に入又來る姉小路の内談金の事なり縣勇記正親町三條殿の件に來  
る

同廿六日縣氏來る姉小路殿使來り召す又中山殿被召是は收二頼自ら姉小  
路へ出る夫より三條へ出歸る會津人柿澤宗方兩人來る夫より栗田へ出る  
御不例の處をして拜謁一橋止めの事は御國御沙汰の事言上御同意なり折  
柄前田孫右衛門參内殿下へ御使に菊の花 主上より下されの由にて宮様  
よりいたゞく有志の者へ見せよと被仰孫右衛門面會夫より前田殿下へ出  
る分れ歸る姉小路立寄の事前田へ頼又自分より出狀姉小路へ上る佐々木  
男也來る又中島永吉松浦八郎かと來る

同廿七日早朝福羽文三郎來る村井來る姉小路金の事返替なり福羽五藤の  
事尋ぬ姉小路より召し來る五十來る正親町三條の使者明日太守様へ關東  
勅使立の御沙汰下る由通達姉小路へ出三條殿へ出歸る福原乙之進佐々木  
男也なと來る同夜小南へ行五十へ行歸る又佐々木議奏へ出歸る萬事都合  
よき由也

同廿八日朝五十へ行東行の事彼是示談す夫より道具屋へ行き歸る福羽氏  
來る小南より呼に來り行平井に三條家の事萬事相頼  
勅使來月十二日は立と相定る  
御附け人三條より十六人頼とある

同夜太守様東行御蒙り  
同廿九日五十へ行夫より栗田へ出姉小路へ出御供の事諸事談し歸る西本  
氏え籠とフトンと長上下兩掛け十一荷と小者四人と頼み置小南へ行五十  
へ行四ツ頃歸る勅使御道割十五の六姉小路へ十一人の筈

同卅日朝太九へ行夫より姉小路へ出る平井五十、本山行逢西本と示談し夫より中山へ出夫より三條殿へ出歸る久坂玄瑞村井修理來る同夜小南行本山へ行五十行四ツ頃歸る

十一月一日早朝佐々木男也檜崎彌八郎來り昨日彌八郎江戸より上京關東の模様聞本山只一郎來る只一郎同道にて前田孫右衛門へ三藩會す筈にて行敕使下向彼是始末等事談す正親町三條殿姉小路より被召三條殿兩殿行夫より三條殿脱カにて會津の野村へ面會夜に入直に小南へ行面會坊城へ出候由也五十へ行歸る御國より飛脚着の由

長君公より御酒など出す

同二日終日不出久留米池尻茂右衛門來る太守様へ上京の次第尋ね縣勇記來る同夜五十へ行小南行勅使御供の事に付大論す

弘瀬池坂本大津へ行

同夜五十へ鯉節代三步貳朱と八十文渡御國より飛脚狀到着

同三日五十へ行小南へ行村井來る金の相談に依て五兩貸し遣す玄瑞來る村山齋助來る

妙心寺組勅使付け相蒙趣申來る姉小路へ小刀持參又三條殿へ出拜す夫より小南行五十へ行又三條殿へ出御日限伺彌十二日と決す又小南へ行藤井良節國許へ出足

同四日横目守助來る明日出足の旨に付書狀且主上よりいたゞく菊の花と菓子守丞相頼姉小路相頼姉小路出る短劔二刀差上る村井へ行御所の圖太守様御懇望に所望致す早速承知安心夫より五十へ行小南本山留守夫より歸る守丞來る談明早朝出足ノ旨なり佐々木男也來此日長州公參内江戸への書狀守助へ相頼

同五日

太守様御參内萬端御首尾宜恐悅の至也  
五十へ行弘瀬松山の事談す

同六日姉小路殿へ出三條殿へ出同夜小南五十へ行  
 晝本山へ行村井來る七日出足の旨申來る佐々木久坂來る同夜又佐々木來  
 る村井小南へ行弘瀬松山江戸蒙る島村守馬御國よりの肴持來る且書狀來  
 る同夜中島永吉來る大赦の書付佐々木持參す  
 同七日朝松山服夫より弘瀬三人姉小路殿へ出る御供致し祇園社に御參拜  
 夕方還御酒御飯出る夫より歸薩の三士に會別す同夜村井大口杯來る關  
 東の咄聞桂近日上京の由あり會藩大庭氏丹羽來る此日江戸より飛脚著三  
 條殿拜謁の筈に付十二人同道す御酒飯出る夫より姉小路へ出る亦三條殿  
 へ來る未還御にならず待  
 同九日小南へ行夫より栗田へ出御書の事歎願す御許容になる夫より中山  
 殿へ暇乞に出河鱒へ出姉小路へ出三條殿へ出歸る今日小南發足の處明朝  
 の筈となる  
 手島など昨日着の由にて逢

同十日姉小路殿へ出中山大納言殿へ出長の益田彈正に行夫より正親町三  
 條殿へ出姉小路殿へ出大原殿へ出  
 此日宮様より餞別物拜謁正三卿より同じ大原より同じ大原に酒など出る  
 十一日佐々木宍戸前田久坂に暇乞に行二條河原に見物多し太守様御發駕  
 同夜三條殿へ出姉小路へ出歸別酒す前田來る  
 戊十二月廿五下總殿旅宿へ御呼出の上御意申渡  
 其方儀御留守居組入被仰付候也  
 御自分儀當分御當地へ御差留被仰付探索御用被仰付候也  
 同廿六日

紀州付家老

久能丹波守

南せん寺肥後侯

岡崎村

大井某別

住江甚兵衛

嘉屋屋桑(マコ)

川上拙齋

應接入用

御目附方より受取

十月十日

一金四兩二分也

同十一日

一壹兩三步三朱也

方より受取

岡田來る

對州 嫡子

善丞と云頗正義

水府正義 住谷寅之助

俗の奸

江戸御側 大久保越中守  
同 大目附 福井山城守  
同 目付 岡部駿河守

板倉用人

高名なれとも俗論 山田安五郎

村井修理少進事

松延次郎

對州藩

青木達右衛門

大野鐵兵衛

同十八日出足

同十一日來る

肥後正義

紀州正義

○ 伊達宗廣  
同 五郎

同 小次郎

同 小五郎

○ 横井 仁大夫

同 平一郎

加賀目附

中村 吉次郎

松田 嘉平

備前伏見留守居

澤井 宇右衛門

會津藩

目附 外島 權兵衛

油小路通 野村 佐兵衛

竹屋町上る 柿澤 勇記

四側中程三つ井宅 宗方 眞太郎

國學者浪人

谷 森 外記

大洲

竹田 龜五郎

御幸町三條上る三河と云に

久留米藩

柴田 文平

池尻 茂四郎

薩人吉江某 大原卿の供

山しなと變名

肥後藩留守居

青地源右衛門

智恩院古門の屋敷に居る

用 人 松 井 典 禮

君側の奸 長 田 主 馬

此度上京の御内御沙汰有之其御請に來る俗役人の由也 田 中 八 郎 兵 衛

當君公の弟 澄 之 助 君

頗る正義人 良 之 助 君

廿二才位

家老六人孰も俗物其内一人

八つ代領す正義の由 長 岡 佐 渡

勤王有志 住 江 甚 兵 衛

同 魚 住 源 次 兵 衛

同 小 坂 九 郎 助

同 住 江 次 郎 左 衛 門

同 傳 太 郎

同 佐 々 間 潤 次 郎

同 今 村 乙 五 郎

同 長 井 金 吾

同 宮 部 鼎 藏

同 轟 木 武 兵 衛

同 川 上 彦 齋

同 大 野 鐵 兵 衛

同 青 木 彦 兵 衛

同 黒 瀬 市 郎 助

同 山 田 十 郎

同 加 屋 榮 吉

同 富 永 萬 喜

同 永島三平  
同 松村大成  
同 同 深藏  
同 堤松左衛門

右の子弟も有之凡人數五十人計有之趣なり

薩大有志の者

大久保市藏  
中山忠左衛門

才物にて因循人也

堀次郎

大原卿に付添

吉井忠助

遠島

大島三右衛門

奈良原喜左衛門

薩大豪傑  
有村仁左衛門の兄

海江田武次

藤井良節 ○田中新兵衛

井上彌八郎 ○北條右間門カ

今村山齋助と云

肥後藩 越前へ行 横井平四郎

長支瑞同志 元亡命の人 吉田榮三郎

岡藩亡命有志 廣瀬友之助

薩の家老 京都禁衛島津右門

阿州家老 蜂須賀駿河

同正義 仁右近

三條家の内 ○丹羽筑前之介

正義 ○渡邊民部

津家老 當年十七才由 富田織部

執政と云 藤堂數馬

仙臺家老 中長者町四條西へ入角 遠藤文七郎

長玄瑞同居

○福原乙之進  
○寺島忠三郎  
○堀新五郎

○野村和作

○吉田榮太郎

熊本行

土屋矢之助

熊本藩在京

松田重助

會津

宗方真太郎

同

柿澤某

目附役  
勘定方兼

○外島機兵衛

三本木南町 川口奥

酒井雅樂頭

家老 本田意氣揚

正義

○西村小太郎

家老 柴田左門

京都町奉行

永井主水正

水府 酒井昇二郎内

菅田文藏

某

中山

殿の内

○德田隼人

備前藩 ○岡元太郎

野呂久左衛門

青蓮院宮御側人

京都

○進藤豊後守

○伊井官平



薩人

藤本同志

因州

○高崎佐太郎  
横田友節

一金八兩と百文餘 八月十六日勘定方より受取  
一金八兩也 千屋より受取

内三兩

二兩

刀代 朝尊に相渡す

壹歩二朱ッ、

戸田采女守家臣

縣 勇 記

熊本宿

笠屋

柳川

竹 理兵衛

田 中 耕 助

長崎 廣瀬九左衛門  
久留米 中 村 淵 藏

備前京留守居

ぬのくま

大西貞次郎

此同しく 助役

輕部榮之進

來る 家老

伊 木 若 狹

此度君公の供到す由也有志の者と聞ゆ

高 見 彌 助

柴 山 茂 助

石 原 幾 之 助

ひこ 羽田野然之丞

俊貞院様

よと稻葉

少將様の兄弟

薩人

旅宿

藤井良節

東洞院通姉小路上の西ヶ輪

右七月廿八日東行八月中には歸足と聞ゆ

同

本田彌右衛門

高倉通錦小路上の西ヶ輪名札出し有之

當時京都留守居

同

井上彌八郎

右同人方に同居七月末筑前へ行

同

京都邸詰

○ 鵜木孫兵衛

建仁寺の内

たい雲軒

天章

久留米藩

邸

○ 松浦八郎

青蓮院宮の内

山田勘解由

旅宿

○ 小川彌右衛門

東洞院通錦上ル處薩買入邸同行二十人計

○ 村井修理少進

閒の町通竹屋町上ル缺弘瀬氏委し

○ 結城筑後守

三條様の内

○ 富田 織部

三條様向屋敷

長人

大津宿に居る由

舟越 清藏

阿州人

竹澤 寛三郎

聖護院の内 山田勘解由心易きよし

藤本 津之助

姉小路殿 西本 近江

學習院にて面會日

例月九日十九日廿六日廿九日

御兩役御詰の筈

淺野 主膳

坊城

山科 筑前守

面會無之節は前日右兩人へ掛合の筈若御

申越無之節は御越の儀と相心得候

九月七日

豊前福岡家老 立花 山城

同 同 采 女

同 浦上 信濃

用人 久野 一角

長門守君八月三日京發足

同六日小五郎立

會津用人

正義 野村左兵衛  
横山力之助

三條東橋詰

伊勢 世古格太郎

備前 家老執政九月廿  
近日上京七日記 戸倉彈正

同 士比典膳

近日上京 岡氏の君也

高倉姉小路 元紀州産

家里 新太郎

板倉家の内通の由也

島村貞二

岡本八之助

備前大坂留主居

相應ニ有  
志人也

千田金右衛門

中山卿  
正親町三條 因循嫌疑の由  
閏月廿七日姉小路に聞  
一金八兩也 刀代  
内

三兩

九月廿一日 朝尊に相渡

大姦同々 千種

九條久我 岩倉

富小路

三姦ト唱ゆ

栗田の宮様の事

先三條様

儲君親王

粟田に

二萬坪 後は粟田山

千兩位 前は谷三條通

となり青蓮院宮

地ならん

二兩澤田

五兩大濱に渡せにのや

於大坂

五兩

村田に渡す

八月十六日

四兩

田内渡す

同廿三日

壹兩

右同し

同廿八日

貳兩

右同し津村等來  
村門へ渡す

同廿七日

壹兩

平井收次郎にかし

九月一日

一五兩

岡田以藏へかし

同十一日

一貳兩三步

池庫太にかし

十月廿九日

一貳兩也

岡本八之助にかし

十一月二日

一三兩

村井にかし

⊕にて

徳山執政  
滯京

福岡 一内

家老の隠の由也

河鑄殿雜掌

森田左近

尉右衛門事

前河内刑部

七月廿三日長州發足

八月四日の夜爲忠尉發足

同三日の晩 小南發足

同四日の夜 下許小畑發足

同八日の朝弘瀨氏來る

同九日 島良二乘舟

同十九日朝忠歸坂

大姦<sup>△</sup> 井伊 長野主膳

同 九條 ○島田左近

同 ほか關東へよはる

加納繁三郎

三カン御側へ出る事止

九條 久我 千種

大奸<sup>△</sup>

少將のつほね 衛門つほね引

今城 宿元へ差下しとある

肥前公の事

伊ニの事 六チ

忠 舟越清藏

清末の薦  
宮様の内

栗田の内 竹田相模守

若州の内  
 三浦七兵衛  
 大森 藤田權兵衛  
 八月十三日 稻荷會  
 結城立道  
 境町をし小路上ル  
 谷森外記  
 中谷正亮  
 本あり  
 正 村井修理少進  
 長 前田孫太郎  
 同 村田治郎兵衛  
 桂  
 周布  
 九條家内の大森  
 宇郷玄蕃頭  
 下立賣千本入南側  
 加川一馬

室町上立賣上ル 大奸△  
 岡田式部少輔  
 高倉押小路上ル 大奸△  
 猿文吉  
 本國より來る答 人長  
 山田斧太郎  
 熊本より十七八里山中に有住  
 五家山  
 百五十騎計農夫頗剛氣あるよし  
 肥後 羽田野右馬丞  
 松田十助  
 變名 奸物本間の同數  
 御幸町四條上ル  
 北村屋  
 備前 岡元太郎  
 東洞院を池下ル  
 藤井良節

田中新太郎

祇園社の南一町半計稻荷社の前

高臺寺役僧 松本周敬方

右の側に酒屋あり 同居

中山家諸大夫 大口出雲守

大徳寺の内 黄梅院

徳山君 井上達次郎

三條殿の内

中町竹屋上る西側 渡邊民部

上御靈馬場寺町西へ入南側 丹羽筑後輔

新町橋北へ入

尉 おゝみや岩吉

夷橋西

島園 河内屋利兵衛

六月廿八日上田著

七月十三日江戸立八月一日大坂著 田内村

ふや町通たこやくし下る

弘瀬氏 ひしや善八

大冷院 麻田

東の洞院の角

とんけい院宮の内

結城

長人 富永兵部

東より

一 河原町 二 寺町 三 御幸町 四 麩屋町 五 富小路

六 柳馬場 七 鏡町 八 高倉 九 間の町 十 東の洞院

十一 車屋町 十二 烏丸 十三 兩替町 十四 室町 十五 衣棚 新



町<sup>十六</sup> 釜座<sup>十七</sup> 西の洞院<sup>十八</sup> 小川<sup>十九</sup> 油小路<sup>二十</sup>

三百五十六

北より

丸太町 竹屋町 夷川 二條 押小路  
御池通 姉小路 三條 六角 鎗薬師  
錦小路 四條 綾小路 佛光寺 高辻  
松原 萬壽寺 五條 駄出町 鍛冶屋町  
的場

トギふや丁四條下る 境屋と云

田内衛吉入獄自記

田内吉入覺自語

玄のひは、ひとやの中に吾思ふ  
お、後のまゝをのふ註の日記

獄中、燒サシ  
代ハ書キテ筆ニ  
タルモナレシ  
ハ後形ノ如キ  
際ニ誤リシモ  
ノ多カレケレ  
形トテ存シテ  
略註、其ノ誤  
ヲ訂者識

おとわさよいへらく光陰矢の如しとむへあるる恥 公のお得せ事こうむ  
望てひとやよしもいりぬるのふとおもふもや師走の二十箇より五  
日はあんなるよしとておのれつらくかんびうるよ我ももとより愚の  
かるものよしとをれとことひさものふの武士たる道をあん盡してへり  
し事と思へるもの汝道あぬわさをあんなしはへりし者の如く獄よつか  
きたまゑるゑ如何ある道の掟よやゆるらむさをとお得や々のお得せを  
ゑ死あんと恨まよつるへき事よなんあささといまよてうけ奉りし母  
君の御恩海よりも深く山よりも高くよとつくすへともあふまてなんあり  
たるよ塵のありも報ひまつらておく御こゝ後をいぬ死御あなきあつ  
といふその望あくたしませ給ふむと寐ても覺ても見ざるよひまなく親  
を思ひまゝ子を思ひ涙のあむくまのあきそ々よあしき事よなんあま

「歌などかき  
つけまほしく  
一或ハ衍、其」

るさてしものゝゑくるしき獄の中よても見るふつさきとよつ々或も思を  
述へ或も題を設けかとしく讀みそへてし歌かとかきつけまほしく歌かと  
かきつけまほしく思ふをせと公の掟よて墨筆入ふ事さへ叶のねの打捨  
おき々をとやむをきよあふさをせめし母の梳の蓋よらすとせどたき  
もしのさをしも筆の如くのみ碎きて讀侍りし歌まゑるく陸月陸カの一日  
より日毎々々と思ひいつるあらましをかんあきつ々けるそをしをもく  
いよし師走廿日よしも同じ志ある大石利左衛門池田三郎二人よかん公より我  
を御あつ々よて檜垣治清今橋權松山助市川平片岡盛嶋地吉共ニ江戸をうち  
立て正月十のまり三日よなん家よ歸りつきぬ翌日我親族の者ニ御あつ々  
よて公のお傳せかしこも伏るゝミなるに霜月十のまり一日よなん今橋の  
弟ある人きたてていひけらくわいよし九月我兄公よて召されそへてなれ  
そあよひのまわりつるかん君よもほそひ必らにめさせらるへきとひそあ  
よつ々くれぬ其の情のほととやうれしおのをつくくと思ふよそある取

らす獄よこめらるゝよやおもひなれとあふさまよ母君よの語りも  
やられす今橋權松弟なる人のつ々けるまゝを語りなれを母君いと打おと  
ろのせ給ひて酒なともうけかとしそ妻子打よてそかむけとりあせし  
すあいのなむ小田原よてありし事ともきゝゑさるゝかまゝを御ゆる  
しのあり々ゑものよやととりく打あゑらひ妻なるものよ我母しひとる  
よとふをせとなりあゑとよてとり行ふ事ともあらしひきあせかと  
まぐ夜も更々れを打ふしなるあ子の時過よやあり々姉君二人山笠崎原き  
ゑり給ひての給ふよふをせきし日兄君の公よ召されし時の如くよなんあ  
りかゑまゝ何事もあひあゑくおほゆるまゝくあす公よめさるゝとき  
くよりまぐよまわりしとの給ひて暫断かとしそ歸り玉ひぬそあふの御  
心こそ々ようれし々をせくよ打うしそ夜も明々れを早く起きて用意かと  
いゑしぬ巳の時頃監察官より下司の者を母ちく今日午の時我をひきあそ  
來ゑせと親族のものまで申しきたてぬ午の時頃よもなりなれあめしくひ

きものあと取り出しられち子あゝ通女我公よめされたるを去りつらむいとよろこひさかそも早く見れよ語を給ひぬ物そと恨まかをなるも子たるものゝ真心よやさるの我公よ召させそなん歸りぬれを門おもひふき唄かとうたひつ縁のことくよなりたるそやと常よいひきおせおきぬれわかかん嬉しく思へるもけよおとそりあるへ々せともおもへん中々よあかしくて

今日よりいひあはるとも去れぬを

去らく嬉ふ子終あ見れある

今日しもとふ見れの身となりかち母君へまこへまつりまゝ妻子等よも逢事さへもあはぬものとおもひやせといとあかしく名残多くてぬへるゝなれとそや午の時過ぎよもかり々を親族の人ニひきつせられいさといふて落涙涙をおしぬくひのちのほとあへりまいふむとて立出んとせしよ御祖の神をおろるゝつるやと母君の玉ふまゝふ伏拜ミそ立出たるあひさ

しく家の中よのミ籠りたれそ足とくしくてよふくゝと新市町帯屋町を去きて南會所よ至り監察官よとゝ々々を御門の目きよひあへよとてひあへおとぬ今橋早きぬりおりぬえそらくして檜垣きぬ申の時頃さきへ今橋夫おのきつきよ檜垣かわるゝ壹人つゝ吟味場てふ處へよひ出されいづれも小田原よて詔へ出たる初より終りまで残る處あく御たつ脱カねありぬまゝ御門へあへりひあへるゝ夜五ツ時頃三人ともさきの處へよひ出され公の命ありとて監察下司とも大聲よてきゝぬゝ中あせ獄よこめおくむねおゝせおとあふむりぬえくゝ太刀紙さしひいふもさらなりそあまゝてもとりのならせ手の金よて作せる手じよふてふ物よて去めふを檜垣あ會所あるひとやよ今橋おのれを山田町なるひとやへとやぶれたゑ小笠をあふりひとや守の下司等よひきつれらせ御門を出たるよ月のいとよくさへわさりてけさ來りし時といひあはるゝのうつせるをきて

母妻子見きあといひあはれと我り

そのゝを見てもあるかしありたり

あくてひとや来りなれわ公の掟ありとて下帶きものゝゑりおひそおで  
のひもあとりとのならせてをしこめぬちきよ南ある獄よの小畑 兄島  
村<sup>一</sup>衛二三軒ほとへ<sup>ゑ</sup>望<sup>望</sup>北<sup>北</sup>ある獄よと河野<sup>益</sup>小畑<sup>弟</sup>つあるをぬいつをも  
く打おとろれそか<sup>ゑ</sup>身<sup>身</sup>のまる事よ<sup>ゑ</sup>し<sup>し</sup>事<sup>事</sup>を打あ<sup>あ</sup>き<sup>き</sup>る<sup>る</sup>ゝ<sup>ゝ</sup>あ  
ひぬ暫らく<sup>ゑ</sup>そ<sup>そ</sup>ふ<sup>ふ</sup>す<sup>す</sup>ま<sup>ま</sup>枕<sup>枕</sup>か<sup>か</sup>とお<sup>お</sup>こ<sup>こ</sup>し<sup>し</sup>給<sup>給</sup>り<sup>り</sup>々<sup>々</sup>を<sup>を</sup>打<sup>打</sup>伏<sup>伏</sup>々<sup>々</sup>れ<sup>れ</sup>とも<sup>も</sup>母<sup>母</sup>君<sup>君</sup>わ<sup>わ</sup>い  
ふもさらなり妻子吾<sup>吾</sup>のそ<sup>そ</sup>ふ<sup>ふ</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>計<sup>計</sup>り<sup>り</sup>あ<sup>あ</sup>々<sup>々</sup>と<sup>と</sup>思<sup>思</sup>ひ<sup>ひ</sup>や<sup>や</sup>ら<sup>ら</sup>を<sup>を</sup>そ<sup>そ</sup>い<sup>い</sup>ね<sup>ね</sup>も  
やらを夜も明方よなりなれわ

あむるまもなくく夜こそあ々よなれ

母のうき身をおもひやりつゝ

まゝ過し日わの兄の君を公よりおもひもよふぬきひしきおゝせ事蒙り侍  
らせまよ吾もまゝとらなれとありそ兄弟おなしく獄よつなをせし身とな  
りていとゝあかしく侍りなれり

西東かむる獄よあむぬわ

まこと我盡す心ありたり

さて獄の中わたゝみよちよ敷の板の間よてちるさきかむやと手水をつ  
あふそしてあり三方を板のあひよて一方を四寸計のあふしあり夫よ二つ  
の獄よとしひ壹ッかれあひとよくらありよていふせさいむんあか  
しさせとも昔天り下亂せよ亂せし時もうそもあしあき事あふ逆賊の爲  
よ後鳥羽法皇の隠岐の國狩田の里なる荒磯よたよせ給ひ後醍醐天皇  
の<sup>大</sup>和<sup>和</sup>國<sup>國</sup>笠<sup>笠</sup>置<sup>置</sup>の<sup>よ</sup>た<sup>た</sup>し<sup>し</sup>か<sup>か</sup>め<sup>め</sup>ら<sup>ら</sup>を<sup>を</sup>給<sup>給</sup>ふ<sup>ふ</sup>と<sup>と</sup>あ<sup>あ</sup>や<sup>や</sup>天<sup>天</sup>つ<sup>つ</sup>日<sup>日</sup>つ<sup>つ</sup>き<sup>き</sup>ま<sup>ま</sup>せ<sup>せ</sup>給<sup>給</sup>ふ<sup>ふ</sup>大<sup>大</sup>御<sup>御</sup>身<sup>身</sup>  
よさへかゝあ憂めを見たまひしおゝんぬめしを思ひやりまつてわ岩根  
をつたふ虫のまのかゝる獄よおほああら憂きてよふなとゝ露のあり思ふ  
もああゝかしこきあとなんありなせわ

あゝ此ひとやのうきを千萬も

重ねてもまゝおよのましやわ

さて守人お上司十二人下司六人あり上下四人つゝ下司の時々の水を入を  
茶おとせし我家宿より來る飯のとりつきおといし其外何よても用事  
あせおといひつゝゑ事よなんほり々ゑ其内への情の深き人も淺き人もあり  
江ノ口より來る定吾と云ふ人いとゝ情深き人よてかゝゑおほけおき仰事  
蒙り玉ひておいは計の苦しくおそまらむ何事も御こゝろおきかくの給へ  
よかといひさぬひゝ我宿へもゆきまゝひそゑよ母君より給ひりたる惠  
の品煙艸おとりよせとせいとゝねんころある事親の子を養ふ如くにて  
嬉しき事言葉よ盡しおし

嬉しさを金の山も及ひまし

わすれおせすよよし死おんとも

さて文をしも見ん事を公よねおひまつりそゑおひりせと書おとゝおよせ  
そ讀まゝ憂き嬉しき思をのへつめもそゑるしつゑおとゑ侍ゝ獄のそまひ  
もなるせおせそ昨日とゆき々ふと暮れおとすきて早師走の二十ほま

り五日よなんなりよ見おとさた知をぬ歌ともいさゝゑあきつ々侍りぬ

述懐の心を

たとへ身おこよせらるとも君の爲

盡す心の碎けましやゑ

真心を神を知りおゑおいも

も先恨まゝし君のまゝ

ひよそひそ光りも清き大丈夫の

あゝろますゝとくそゑしき

母君の深き情の嬉しさよ

海よりも深き情のそめくみゑ

山よりたゑくむくひまつらむ

ま心をくたく御親の情をい

いのそゑむくひまつらさふ先や

母君の許より松竹梅の枝を給ひ置りて

年のくま來ん春をしもまめくまよ

まゐるそ宛てたき松竹の梅

松竹のゐるまゝぬまさを立ぬきく

梅の匂ひを世々よ知らむをカ

野時雨

旅人のゆき果ぬまふいく度

しくを降り來るむさしの原

冬月

鏡のとこゆる氷の色よりも

むらぐさむらぎ冬の夜の月

埋火を思ひこ

寒き夜の友とあしつる埋火を

うつもれくのこ思ふ冬の暇

こそれよ寄る述懐

音寒く降ふやこそ雲晴く

大御日影をまちあをく暇

雪中鷹狩

降ふ雪をそらひもやらそ武士の

こまとふひ野よりくらす暇

落葉隨風

吹くまゝふちしほの浪や龍田川

そやせののせの峯のもみち葉

關路雪

降りつもふ雪よまゝしる箱根山

まをしのやまきせきの守人

寄水鳥述懷

かあしさを去つミぬ浮ぬ水鳥よ  
ましくはあかきミをいあふせん

除夜千鳥

更々行々の遠の鳴音も近つきく  
あはれもよふすはよ千鳥あ恥

歳暮述懷

花の咲く春を待よし世の人よ  
あへくかあしきとしの暮あ恥  
君の爲つくせしわさもいたつふよ  
くれぬくとしそいとあ恥しき  
守人の語るをきく數ふを  
早此としもたふ計りなる

文久四甲子歲陸月睦カの記

正月元日ていけよし抑々ふむ年の初月の初日の初よて三ッの初とあんい  
ひく元日といふめを雲の上よとさまの御儀式ある事諸々の文よあなカ  
んさえく賤の男吾々よいさるまでも其身のほとよよりくいとひ事を  
し侍る事よなんあるをう羽玉の夜るひるさえもわあぬ獄の中あれたよ  
心に思ふのあり糸やより起き出く手水をつあ氏神うふすかの神のいふ  
もさらかりつねよいつきまはる神々をおろあみ奉奉りく

新らしき々はの朝の曇りあき

包あま心の神や玄氣あき

それより飯かたくひくおもひ出るほふく

公のおきてきひしき獄よも

としの暮をゆき春の來より

まの事の去年の夕のとしあき



あられく清き春の來よ臈

去年の々ふの東よ歸る路宮よ桑名へ渡る船ふしもおりなれを

去年を旅今の獄よひそむつる

身こ終はあなき世をいあよせん

あつよみつゝ早午の刻よもあつなれを例の如く飯おこせ給へるをなれを

ぞふふとそあんとも給りなれを母の惠の嬉しさよ

見すれめや獄のうきよましくあひの

なはのうせしき親のめくまを

夕方河野氏より

萬つ事あふままりゆくなはのこと

やあぐ晴あん君のほあを

あへし

お依ある我のありあを君の其

まりことや先晴わたるらぞ

同二日晴朝より文よみぬ守人のいふよふことしわいある母の禮する

人そくあしとそ今霄定吾ひそあよ我宿へまゐりくを歸りくゆうよふ去年

の暮おこせし梅の枝を天満宮の御馬場よ咲々ふ梅とそきゝなれを

思ひきやき々あかしこしといさ汝の

あはまのやの梅の花とそ

母君よりたまものあり嬉しはいとんああし

同三日雨巳の時頃より日照り出ぬひねもす文よみぬ今霄月のいとよくさ

へてひとやの窓よ影さしなをを

大空あゝすもやらく梓弓

まゝ春をのきみる月の影

同四日雨々ふも終日文よむ例の如く々ふより下乗あるとそ夕方より雨降

りいさしぬ

同五日雨同六日雨夕方より空晴れぬ

同七日晴朝早くひとやの近きやとりよく鶯の鳴き々れ

さしあさすひとやのまとの梅の香を

またひやき々んけさの鶯

同八日より同十四日まく腰は種物を發し痛つよ々せ何事もかきもらし

後

同十五日空晴をくのとなむ々々種物いさゝの痛も去り々々を心歌あ

考えんと文おしひらき々れを花を待といふ題のあり々れ

咲とくももんことかふき我たふも

花まつことこいそをま々り

幾り頃あるあり々々島村氏富士の山は雪の降り積りし夢をみつとてよ

ておこし々る

雲晴て心もまたしまたえの

ぬしの高根をみるもうせしき

またとへの神のいふきよ雲をせ

かしこくもみる雪のふしの根

あへし

たくひあきふしのみ夢や高々と

きまゝ名のでんえるしある董

同十六日空晴をくのとなむ

うらくと加すむ々しきを見るあらよ

野山ゆるしくなりはさるる

同十七日晴獄守の頭ある人下司共をひきろひくひとやのうちをあらた

よ來りぬ二七の定日なりあせよりさたえるさす夜四ツ時頃まで燈火の許

よよりあゝて文よみぬ

同十八日晴種物大なる常の如く直りくいと心地よし今日と日影曇らね

と猶空寒々れち餘寒のこゝ依を

春きても猶寒々依の動ぬわ

ゆき々の風や吹きさゝゆえぞ

夕方雁の幾行も鳴連れく歸へれるを獄の空よりきて

なる如く我歸へせるを待母の

母の心そわ々く戀しき

同 十九日曇辰の刻頃照る午の時頃よりまゝ曇る々はよりひとやのほと

まゝ小鳥のむを居くあきりせ

母ゝ鳥のこゝ依ありなまさへつゞく

ひとやの軒よくるぞ嬉した

まゝ歸雁を

あへて行あるとこよまの花よりも

ましとよ依しき春やあるらん

越路よわいのある契ありそともとてカ

秋あわすをそかへゑかどね

夜よいゝ雨ぬりいゝしぬよもすゝら雨の音枕よきこえく心よくきける

夢のさめりせむ

まゝ宿をいと面白くみし物を

はあかく覺すりきの玉水

同廿日雨々ふわ文かすゝ来るむゝし父君の松下の家なる司仰蒙らせ給

ひ母君諸共ひきゐてゆるせ給ふとたゆきあへてともと君の道の記をか

き給へる其記の來り々れちひらきのるつかよいととく敷つ々給ひてけよ面

白ありりせむ

こるまゝよおその旅路思ひ出く

ひとやのうさもむすふせよと

さらの時頃より空晴せくいとこゝちよし

くらか望しひとやの内もあはあ々の  
あちせらせていとうせしき

今宵の燈火を夜更るまで文よみぬ  
同廿一日雨いふせはいんあかし

なふもまふひとやの軒の雨そよき  
きくとおもへあいきつあれな

いの計あいふせくお見すらんと母君をおもひく  
おもひあまりぬせし袂をほすひまも

えはしたまなき春雨の頃

午の時頃空晴まぐ長閑なり々をわらし顔手足のいふもさらなりい  
つくもおら<sup>あか</sup>ひぬ去年より湯をなんつあせをぬをぬたるほとよこを  
たるあいうるわしくなぬ夫より髪をゆひいと心地よく罪をへる事  
もえもし見する計になんあまられ

憂事の多々れあく嬉しさも

おもへあいとあかしかりなり  
こよひあともしひもあられを俊基朝臣の道行かと聲立てよまかとしく早  
くい糸ぬ

同廿二日微雨真顯記をよみたるよ秀吉公の紀の國根來寺せめよく寺あ  
ふもさふあり法師とも火もてやき立打ゆるほせし處ふなんありなれを  
根來寺の根さえのこさなえこめを

きと清めし大君のた先

今橋の妻ある人男子うみたるとつ々來りなれよまそつあせしなる

生い産るとき世の松のまとり子

かき望えらせまさらへゆるらん

おもひいつるまよ

ひと日ぬもとくきてしる取戀しさ